

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

令和 6 年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 6 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 6 年 1 2 月 1 1 日 （ 水 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 3 7 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
9 番	岡	田		勇	1 0 番	吉	田	哲也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 馬 場 正 実

理事兼会計管理者
兼 会 計 課 長 岡 田 博 之

総 務 課 長 原 田 敏 明

地域力推進課長 富 田 幸 彦

人 権 啓 発 課 長 中 尾 政 弘

税 住 民 課 長 今 西 靖

福 祉 課 長 北 広 光

保 育 園 長 富 岡 初 代

福 祉 課 主 幹 小 川 恭 仁 子

総合施設整備課長
兼 診 療 所 事 務 長 但 馬 宗 博

国保診療所医療担当課長 馬 場 か よ 子

農 村 振 興 課 長 松 井 幸 則

建 設 事 業 課 係 長 森 脇 保 浩

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 1 番 村 山 一 彦

2 番 宗 健 司

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 6 年和束町議会第 4 回定例会を開会いたします。

本日、体調不良により、建設事業課長の代理として森脇係長の議場への入場を許可しております。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

和束町議会令和 6 年第 4 回定例会を開会させていただくに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年末何かと公私多忙な折りにもかかわりませず、ご参集賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。

令和 6 年も残すところ 2 0 日を切りました。今年は 1 月 1 日元旦の能登震災に明け、9 月には、かくも悲惨な被災地を襲うという能登豪雨、南海トラフ地震の予兆とも推測される地震など、過去、例に見ない甚大な被災に見舞われた 1 年であったかと思えます。度重なる自然災害に見舞われ、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今もなお避難生活をされておられる方々、被災地におかれましては、一日も早い復興、元の日常生活が取り戻せることを願うばかりです。

このような中、和束町におきましては、「気象警報」が一回も発令されない 1 年となり、自然災害の脅威にさらされることもなく安堵しているところです。また、和束町の行政運営につきましても、大過なく 1 年の締めくくりを迎えられることは、議員各位のご理解とご支援、そして、職員が一丸となって職務に取り組んでいただいた成果であると確信するところです。

さて、今期定例会では、人事案件として諮問 1 件、同意案件 1 件、人事関係議案、

和束町機構改革案、補正予算等を予定しています。和束町機構改革にあつては、和束町健康福祉交流センター竣工に伴い和束町の組織改編、補正予算にあつては、「町道中溝学校線拡幅改良工事」に伴う工事費予算などを予定しています。慎重審議を賜り、全議案可決いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

今期定例会、お世話になりますけども、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

本日の会議を開きます。

日程第１、 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番、村山一彦議員、２番、宗 健司議員を指名いたします。

以上の両議員に差支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から１２月２０日までの１０日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から１２月２０日までの１０日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、私のほうから３点余り諸般の報告を申し上げます。

まず、１２月８日（日）、亀岡市サングスタジアムにおいて、「京都サンガＦ．Ｃ．と和束町ホームタウン協定」の締結を行いました。京都サンガＦ．Ｃ．は、地域に根ざ

したプロサッカークラブとして活躍する団体で、京都サンガF.C.を支える府域の団体・企業・自治体等で構成する「TEAM京都コンソーシアム」においても、京都サンガF.C.と豊かな自然・歴史・産業・文化を持つ各ホームタウンが連携し、さらなる地域振興、地域コミュニティの活性化に向けて取り組み、スポーツを通じて子どもたちに夢や希望を与えられるイベント開催など、スポーツの魅力を感じていただける環境づくりを進めたいと考えています。

ホームタウン協定は京都市から始まり、府内26市町村のうち和束町が23番目のホームタウン協定自治体となりました。今後の具体的な活動はこれから協議を重ねていくこととなりますが、「高齢者向けの健康アカデミー」や「子ども向けのサッカー教室の開催」、「小中学校との連携授業」、「イベントなどへの出展、選手の参加」、ホーム試合ではホームタウンデーを設定し、和束町PRブースの設置などを予定しております。

次に、建設中の「和束町健康福祉交流センター(c h a n o v a)」及び「町道中溝学校線拡幅改良工事」ですが、和束町健康福祉交流センター(c h a n o v a)は、外構工事を年明けの1月に若干残すものの、建築自体は本年内の完成をすると現場から担当課を通じて報告を受けております。来年4月の供用開始に向け順調に工事が進められております。

また、施設駐車場工事につきましては、過日の臨時議会におきまして議決をいただきました工事請負契約により、1月上旬から本格的に工事着工となる見込みです。

また、「町道中溝学校線拡幅改良工事」ですが、1工区の工事は順調に進んでいまして、主要地方道木津信楽線との交差部工事に着手、2月末を目途に暫定改修が完了する見込みです。

今回補正予算でお願いをする工事請負費において、町道和束笠置線交差部から特別養護老人ホームわらくまで、第3工区の工事に着手を計画していて、その後、令和6年度事業において、「和束町健康福祉交流センター(c h a n o v a)」周辺工事と

並行し、「町道中溝学校線拡幅改良工事」第2工区に着手、令和7年度末(令和8年3月)に全線供用開始を目指しているところです。

また、石寺橋架け替え工事につきましては、和束川右岸の橋台工事着手に向け、迂回路整備に併せ、大型工事車両進入に伴う府道と束井手線橋梁1橋、町道西和束木津線橋梁2橋の補強工事の発注を行ったところで、特に、西和束地区の住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、石寺橋架け替え工事につきましては、河川内の岩盤掘削が難工事であり、当初計画より若干の遅れが出る見込みですが、最大限土木技術を駆使し、工事進捗が早まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、令和6年末時点における和束町の動きについての報告させていただきます。
どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

議長より報告いたします。

11月29日付で、和束町商工会会長、竹谷保廣氏から、商工会に対する財政援助の強化について、商工会への支援及び財政援助の強化について、以上2件の要望書が提出されております。

監査委員より、令和6年10月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、畑 武議員。

○総務厚生常任委員長（畑 武志君）

それでは、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、12月2日に、岡田理事、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、各課における令和6年度事業の執行状況についての事務調査を行いました。

最初に岡田理事から、総合保健福祉施設について、１１月末現在で工事の進捗率は約９１％。工期は令和７年１月末であるが、建築工事は１２月末にほぼ完了する。今後、施設南側の公園や利用者等の駐車場、町道中溝学校線進入路工事により多くの方に利用していただけるよう整備を進めるとの報告がありました。

続いて、各課長から、令和６年度事業の執行状況の説明を受けました。

令和６年度一般会計予算は、前年度からの繰越しを除き、４６億７,６８０万円の予算に対し、歳入５０.３０％、歳出３４.４２％の執行状況となっています。

主な事業の進捗状況を見ていますと、海洋センター管理事業では、１０月末現在で町内１,１３１人、町外９０６人、計２,０３７人の利用があった。また照明設備のＬＥＤ化改修工事が完了した。

続いて、ふるさと応援寄附金事業では、ポータルサイトの増などで納入しやすい環境が整備され、１０月末時点で１０９件、２４０万７,０００円の寄附があり、昨年同時期に比べ約７０万円の増となっている。

令和６年度から始まった高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、医療機関の受診歴や検診の受診歴がなく、要介護認定も受けておられない１２名が対象となっている。

国民健康保険の出産育児一時金は、１１月１８日現在で国保世帯で出生がないため、支給実績がない。

児童手当給付事業は、６月支給で受給者１１９人に８１９万円、１０月支給で受給者１１１人に７７９万５,０００円支給したが、１０月に制度改正があり、１２月から偶数月の支給となっている。

その後、質疑に入り、各委員からは、「ふるさと納税や森林環境譲与税の収入見込みは当初予算どおりか」、「デジタル地域ポイント事業の内容や実施時期は」、「国保診療所でマイナ保険証を利用できる体制は整っているのか」、また「ＷａｚＣａｒの利用実績で町内外の内訳は」、「茶源郷行政情報配信システムで双方向の利用は何

かできないか」、「日本人の死亡原因で、がんが上位であり、抗がん剤治療による副作用への対応として、ウィッグ等への補助についての考えは」、「マイコプラズマ肺炎の国保診療所での状況は」、「和東海洋センターの周囲の樹木が大きくなり、大量の落ち葉がある。根元からの伐採など根本的な対策が必要ではないか」など、多岐にわたり活発な質疑や意見が出されました。

また、午後からは、所管外ではありますが、前回に引き続き、工事中の総合保健福祉施設の内部を視察調査しました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、産業常任委員長、岡本正意議員。

○産業常任委員長（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。産業常任委員長の岡本正意です。12月3日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行います。

本委員会では、令和6年度事業の進捗状況の審議を行うとともに、現地調査・研修として活性化センターを訪れ、町からの委託事業として、当センターが実施している空き家バンクを中心とする移住・定住促進事業の内容や実施状況について担当者から話を伺いました。

まず、冒頭、岡田理事から完成が目前となっている総合保健福祉施設の進捗状況について説明があり、年内に建築工事が終了する見込みであること、施設周辺の整備では公園整備の見通しや公用車等の駐車スペースを見直し、オープンスペースを確保するなどの方向性が報告されました。その後、各担当課長から令和6年度事業の進捗状況について説明があり、質疑を行いました。主な内容は次のとおりです。

石寺橋架け替え工事に関連して実施を予定している堀尾橋、西谷橋、東出橋の補強工事の内容、通行止めに伴う迂回等の住民周知について集中的な質疑が行われ、特に住民への迅速で丁寧な情報提供や周知について強い要望が出されました。ほかに、文

化的景観保護推進事業の方向性についてや、国から交付が予定されている重点支援地方交付金を活用した事業の予定について、また中和東、西和東地域での移住特区申請に向けた働きかけについて、空き家の提供者や移住希望者双方にメリットを生む対策強化について、公的住宅の整備・供給の方向性について、また、鷲峰山トンネル開通に伴う交通量増加への安全確保等の取組、府道や町道での歩行者の安全対策、本町での今後のごみ処理や受入先の検討状況について、保健福祉施設の進入道路と府道との交差点での信号機設置などの安全対策についてなどの質疑がありました。

午後からの活性化センターでの現地調査では、最初に地域力推進課長から、空き家バンク制度について説明があり、続いて担当者から、空き家の掘り起こしや確保の取組事業を通しての移住者の傾向や、また登録数が不足し、需要に供給が追いついていない現状等の報告がありました。

空き家契約の成約では8割が売却となっているが、希望者の意向では賃貸を望むケースが多く、その背景に資金面での難しさが挙げられました。意見交換の中で、資金調達面でのサポートの改善、町ホームページ等での移住・定住関係の情報発信や内容の改善、移住後の地域での生活へのサポートやフォローの取組などについてやり取りがありました。その後、登録されている空き家の見学を行いました。

以上、産業常任委員会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽広域行政組合議会、村山一彦議員。

○相楽広域行政組合議会議員（村山一彦君）

それでは、私からは、令和6年第2回相楽広域行政組合議会についてご報告いたします。

11月26日に相楽会館大ホールにおいて、令和6年第2回相楽広域行政組合議会定例会が開催されましたので、報告します。

初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取組について、「令和 6 年第 2 回議会定例会業務報告」の資料の配付をもって報告がありました。

次に、諸般の報告で、議会運営委員会福井委員長から、去る 1 1 月 1 5 日に開催した議会運営委員会での議会運営に関する申合せ事項の改正内容について、「役員選出に関する事項を新たに加えたもので、構成市町村における議会議員選挙及び構成替えがあった場合において、当該議員の任期満了と選任日に切れ目のない場合、本組合議会における役員(議長、副議長、監査委員及び議会運営委員)については、選任の手続を省略し、引き続きその役職にあたるものとする。」と報告がありました。

次に、一般質問で、木津川市、山本しのぶ議員から、「相楽会館改築期間中における市民サービスの維持のために」、精華町坪井議員から、「火葬場・霊園について」の質問がなされました。

その後、議案の審議に入り、まず、認定第 1 号、令和 5 年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額は 2 億 9,368 万 4,929 円、歳出総額は 2 億 7,932 万 7,035 円、歳入歳出差引額は 1,435 万 7,894 円と、実質収支額は 1,435 万 7,894 円であり、質疑はなく、全員賛成で認定されました。

続いて、議案第 5 号 相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与について、令和 6 年 8 月 8 日に人事院勧告がなされました。本組合職員の給与についても国家公務員に準拠していることから、国と同様に月例給・勤勉手当を改定する必要があるため、所要の改正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 6 号 相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、職員給与条例の一部改正の取扱いに準じて所要の改正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 7 号 令和 6 年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第 1 号)に

については、令和 6 年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ 6 3 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 2, 8 8 7 万 3, 0 0 0 円とするとともに、相楽会館建替事業に関する繰越明許費及び債務負担行為を設定するものです。

歳出では、職員給与条例、会計年度任用職員給与条例の一部改正に伴う人件費の増額、仮移転に伴う建替経費の増額補正を行い、歳入では、前年度繰越金を増額する補正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、畑 武志議員。

○相楽中部消防組合議会議員（畑 武志君）

それでは、相楽中部消防組合議会報告を行います。

相楽中部消防組合議会は、令和 6 年 1 1 月 2 6 日、午前 1 0 時から、1 人の欠席の下、開催されました。

その後、議事日程報告があり、日程第 1、議席の指定、日程第 2、会議録署名議員の指名、日程第 3、会期の決定について、日程第 4 では、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の選出について、令和 6 年 1 0 月に笠置町の議会選挙が行われ、笠置町、西 昭夫議員を指名されました。

日程第 5 では、相楽中部消防組合表彰審査委員会委員の選出について、これも同じく、令和 6 年 1 0 月に議会選挙が行われました、笠置町の山本麻也議員が指名されました。

日程第 6、認定第 1 号では、令和 5 年度相楽中部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。令和 5 年度の歳入歳出決算につきましては、歳入総額 3 2 億 5, 8 3 1 万 9 5 円、歳出総額 3 2 億 2 3 9 万 8, 6 6 4 円、歳入決算額の主なものは、分担金が 1 4 億 8, 4 5 8 万円で、前年度に比べまして 4, 8 6 6 万円、3. 4 % の増額となっております。

次に、基金残高の現在につきましては、現在基金残高 2 億 2 1 0 万 8 , 0 0 0 円となり、前年度より 1 , 4 0 1 万 2 , 0 0 0 円の減額となりました。

採決の結果、質疑等々がありましたが、賛成多数で可決されました。

日程第 7、議案第 9 号では、相楽中部消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、相楽中部消防組合会計年度職員の給料表について、京都府の最低賃金の引上げに対応し、給与水準の均衡を保つために、人材確保の観点から支給水準を上げるためでございます。質疑の結果、全員賛成で可決されました。

日程第 8、議案第 1 0 号では、相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。令和 6 年 8 月に人事院から、一般職の国家公務員の給与についての勧告が行われ、それを受けて、消防組合においてもそれに基づいた改定を実施するためのものがございます。全員賛成で可決されました。

日程第 9、議案第 1 1 号 相楽中部(署)新庁舎建築備品の買入れについてでございます。これにつきましても、賛成多数で可決されました。

日程第 1 0、議案第 1 2 号 令和 6 年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。歳入予算の総額を 5 億 8 , 9 7 2 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 5 億 3 , 7 8 8 万円とし、賛成多数で可決されました。

日程第 1 1、報告第 2 号 令和 5 年度相楽中部消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。これにつきましては、消防本部（署）新庁舎造成・斜面安定化工事に伴う用地業務に関する費用で、令和 6 年度へ繰り越しするため、金額は 6 6 0 万円であります。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、山城病院組合議会、井上武津男議員。

○山城病院組合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、国民健康保険山城病院組合議会報告を行います。

本議会は、令和５年１１月２５日午前９時３０分から、京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

開会に先立ち、１１月２日に逝去された田中良三議員に対し黙祷、また、議長から、笠置町議会臨時会において、由本好史議員、西 朋子議員が当組合議員に選出された旨、報告がありました。

日程１、議席の指定があり、日程２、会議録署名議員の指名。

日程３、会期の決定を当日１日とした議長報告があり、

日程４、副議長の選挙は議会の選考委員の指名推選により、笠置町、由本好史議員が副議長に当選。

日程５、議会運営委員会委員の選任については、笠置町の西議員が欠員補足として議長より指名されました。

日程６、諸般の報告及び議案説明、管理者による５月臨時会以降の病院組合活動報告、提出議案の説明。

日程７、一般質問、木津川市の西山議員、南山城村の齋藤議員２名により一般質問があり、管理者の丁寧な応答により終了。

日程８、同意第３号 公平委員の選任について。任期満了に伴い、引き続き、安井恒夫氏を選任することへの同意案件、賛成全員で同意。

日程９、令和５年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定は、２億５, 729万6, 886円の純損失、賛成全員で認定。

日程１０、令和５年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定は、１億５, 555万5, 138円の純損失、賛成全員で認定。

日程１１、国民健康保険山城病院組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、医師の役職定年を６５歳に設定するための改正で、賛成全員で可決。

その後、日程外で事務局長報告があり、当日の全ての予定が終了。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。答弁は簡潔・明瞭にお願いいたします。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、村山一彦議員。

○1番（村山一彦君）

議長の許可を得ましたので、それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

最初に、交通安全対策として府道5号線の天満宮出入口に信号機設置を要請していただきたい。

理由としまして、「東石油店から堀健商店の間、暴走車が多い」、「道路が変則で対向車が見にくい」、「自転車の通行量が多くなっている」、「鷲峰山トンネルが開通すれば交通量が増える」、「過去に交通事故で2名の方が死亡されている」等、とにかくスピード抑止のため、信号機設置を要請していただきたい。

次に、森林環境譲与税についてお尋ねします。

新聞記事によりますが、2022年度末までの4年間で2,592万円配分されて、2,099万円が基金に積み立てされていて、基金積立率が81%となっております。2023年度末の数値はどのようになっていますか。

今年度から森林環境税も徴収が始まり、配分額も増えると思いますが、制約があり、使いにくいこの分配金をどのように活用するお考えか、答弁願います。

最後に、地域計画についてお尋ねします。どのようなものか、説明をお願いしたいと思います。

この件については、当地区の農業委員が訪問してくれ、簡単な説明をしてくれまし

た。農振地の農地所有者を全て訪問し、説明すると大変な労力です。ところで、農業委員は全地域に配置されていないと聞いていますが、どうですか、答弁願います。

以上、よろしくお願いします。あとは自席で質問させていただきます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、村山議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

まず、一つ目、府道5号線の天満宮入り口に信号機設置を要望するについてお答えさせていただきます。

村山議員のご質問の区間については信号機がなく、また直線であることから、車両速度が出やすいため、事故の危険性がある区間と認識しているところでございます。

一方、信号機を設置するに当たっては、幅員や交通量、隣接する信号機との距離など複数の条件がありますが、ご質問の区間においては、交通量が比較的少ないことから、現状では信号機設置基準を満たすことは難しい状況と考えられます。しかしながら、村山議員のご指摘のとおり、鷲峰山トンネルの開通に伴い、交通量が増加することも予測されますので、事故等の危険がある道路であるということを踏まえ、公安や道路管理者をはじめとする関係機関に要望していきたいと考えているところでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の森林環境譲与税についてお答えさせていただきます。

森林を有する公益的機能は、地球温暖化防止だけでなく国土保全や水源涵養といったように住民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備を進めることは、国土・住民の命を守ることにつながります。しかし、現在、日本においては、所有者不明や境界が分からない森林が増えていて、また、それに付随した林業の衰退、高齢化による担い手不足等による荒廃森林についても増加しているのが現状です。

このような状況の中で、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえて、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガスの排出削減目標達成や災害防止等を図るためにも、森林整備等に必要な財源の安定的確保が必要なことから、平成31年3月から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税の課税は、今年度から個人住民税均等割の仕組みを用いて、国税として、住民1人当たりの年額1,000円の市町村における徴収が始まっています。また、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度より市町村と都道府県に私有林・人工林面積及び林業就業者数、人口による基準で案分し、贈与されています。増税の使途については、森林環境の整備に直接、あるいは間接的につながる事業に充当することとなっており、森林経営管理制度を活用した間伐事業、林道・作業道の整備及び維持管理、間伐材を使用した公共施設の木質化、森林の意義の普及啓発活動といった様々な用途が考えられています。

以上、私から、村山議員のいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、他の質問詳細につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

私のほうからは、村山議員からいただきました一般質問、大きい2番の森林環境譲与税について、（1）2022年度末までの4年間で2,592万円配分されていて、2,099万円基金に積み立てされております。基金積立率が81%となっている。2023年度末の数値は幾らかにつきましてお答えさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度からの制度でございます。2023年

度末までの５年間に３，５６４万９，０００円分配いただいているところでございます。
繰入額が１，０８９万５，０００円ということでございますので、基金残高につきましては
２，４７５万４，０００円ということでございます。積立率につきましては、６
９％ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、村山議員のご質問の大きな２、（２）今後どのように活用していくのかについてお答えさせていただきます。

今後は森林経営管理制度を活用した森林整備をはじめとして、林道の維持管理、修繕や湯船森林公園の整備等、町内の森林環境整備につながる事業に充当していく予定をしております。

なお、来年度以降は、町内の森林整備の優先順位を示した方針の策定業務や今年度の９月補正予算で承認いただいております現在実施中の森林測量調査業務の成果を基にした原山地内の森林間伐業務等森林経営管理制度による森林整備を進める事業、また、今年度からの継続実施となる林道三国越線の側溝土砂清掃に係る事業を予定しております。

続きまして、大きな３、地域計画について、（１）どのようなものか、説明願いたいについてお答えさせていただきます。

地域計画とは、令和５年４月に改正されました農業経営基盤強化促進法において法令化され、地域の農業者の方で将来の農地利用の姿を考え、計画にするというものです。

特徴としましては、所有者でなく耕作者をベースとした計画となっております、本町でも農業委員を通じまして、地域の皆さんの意見を反映させながら計画策定を進

めているところです。また、地域計画につきましては、一度つくれば終わりというものではなく、4月以降も、その状況に合わせた見直し可能な計画となっております。

続きまして、大きな3、（2）農業委員は全地区に配置されていないと聞いているがどうなのかについてお答えさせていただきます。

現在、農業委員は14名の委員で構成されており、木屋地区を除く14地区につきましては、各地区に1名の農業委員が担当されております。なお、木屋地区につきましては、杣田地区の担当の農業委員に兼任していただいております。

以上、村山議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

どうもありがとうございました。

一応、町長のほうからは、信号機については設置を要望していくということを今答弁いただきました。確かに、設置基準は満たしていないということは私も十分認識しております。そして、私どもの園区から出てくる利便性を図る意味でもございません。点滅信号でいいんです。とにかくスピードを抑制していただくということで、町長もご存じだと思うんですが、あの道は変則になっておりまして、天満宮の出入口から下ってきて50メートルほど水平になってるわけですね。そこで一旦、車が下から来た人は消えてしまうというような状態になってるんです。その辺の認識は町長おありでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

その点についてご答弁させていただきます。

実のところ言いますと、平田バイパスの建設につきましては、昭和50年の半ばから建設が計画されております。当時、今おっしゃっておられる場所につきましては、トンネル化を計画しておったところです。このときにある1党の方がむしろ旗を挙げて反対に回られ、その結果、トンネルを掘れなかったというような状況がございます。その分、地元の方の無理な協力をお願いする中で、道路を地上でつないだということがありまして、今言われている園区線との交差部から約100メートルほど行ったところで水平区画ができているというのが現状でございます。これは当時の反対運動の中で苦肉の策で、住民の方々に早く利便性を上げるということもありまして、このような構造になっているということでございます。

それに合わせまして、信楽方面から和東に向かってくる車につきましては、一旦、車がトンネル計画の坑口のところで一旦消えてしまうというような状況になっているのは私も承知しております。その分いろんな意味で、速度を落とすような計画の話はしておるんですけども、交通量も今の段階ではそう多くないということと、以前には何回かスピード違反の取締りを行っていただいた経過もございます。実際のところ行った結果では、ほとんどの和東町内の方が捕まるというようなことでありまして、その点についてもなかなかご理解を得られなかったということもありますので、現状、皆さんに注意をして通っていただくというような形になっているのが現実でございます。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ありがとうございます。

死亡者が2名ほど出ているということは存じているんですが、最初の事故でバイクとトラックと衝突した件があって1人亡くなっておられるんですが、そのときの加害者となりましたトラックの運転手の方ですね、それがうちの近所の方なんですけども、バイクが見えなかったと。渡ったら、そこへバイクが突っ込んできたということで、

完全に本当に見えにくいということで、交通事故というのは、加害者も被害者も本当にかわいそうな感じになりますのでね、事故が起こらないようにしていただきたいんです。

和束町に入ってから全て追越し禁止になってると思うんですね。ところが、今言っているこの道はスピードを出せる少ない区間であるので、やはりスピードを出されるということで、スピード違反、追越し禁止と、取締りは今、木津署はやっていただいてるんですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

この間しばらくはスピード違反、追越し禁止、それから不携帯等の取締りについては行っておられないように聞いてます。地元から要望であり、これがスピード違反等で問題が起こるとなれば、私のほうからもそういう形で公安のほうにお願いすることは可能ですので、そういう要望も議会で出された以上は要望していきたいと。その分、地元の方につきましては、十分交通ルールを守っていただくということをまず前提にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ありがとうございます。

三、四年前でしたかね、郵便局の前でスピード違反、それが朝の通勤時間帯にやっておられました。そんなことをやるんでしたらね、あの辺でスピード違反の取締り、追越し禁止の取締りをやっていただきたいと思います。

それと町長、鷲峰山トンネルが間もなく開通になるんですけどね、交通量の増加について、府のほうで試算というものは出てるんでしょうか。そういうことをちらっと

聞いたんですが、その辺の答弁をお願いしたいです。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

ただいまの件ですが、京都府が、今後における交通量の整備についてどうなのかということについては、試算をしていると聞いています。道路管理者が京都府なので、それに対してうちがどうのこうのということではないんですけども、一応確認しております。

私のほうで聞いている数字でいいますと、約1.3、今の3割増ぐらいになるだろうというところが想定されてます。これにつきましても、多いところで1.5ぐらいになるんだろうというのは、ローソンから163号に向けては1.5ぐらいなるんだろうというような推測になってます。

今現実、村山議員のご質問のところにつきましては、和束町のほうでも以前に、「トンネルが開通したら京都府南部がこう変わる」というような冊子を作らせてもらってお配りした経緯がございます。ここに出してますのが、大体1.3割の増加が見込まれるということで、今、推測はしているところです。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ありがとうございます。

とにかくスピード抑制のために、信号機の設置の要請はひとつよろしく願います。

続きまして、森林環境譲与税についてお尋ねします。

先ほど総務課長から、2023年度末の数値を報告いただきまして、要するに、今

年1年でそこそこ使っていただいて、そして積立率が69%に下がってるということですが、確かに使いにくいということで、この新聞資料によりますと、1番が宮津市基金積立率ですね、宮津市89%、そして2番が向日市が85%、3番が宇治市82%、和束町が81%ということになっております。確かに使いにくい市町村というのは、やはり山の少ないところは使いにくいかと思います。

ただ、ここでちょっと言っておきたいんですけども、木津川市が積立率1.6%ということで、ほぼ使い切っておられます。それはどのようにして使ったのかここに書いてるんですけども、木津川市は約2,900万円のうち98%を使った。杉林8ヘクタールを森林組合に委託し、間伐を終えたということになってます。だから、和束町も、脆弱な森林組合がありますけどね、いつも和束町のほうから補助をいただいて、何とかもっているというような感じですけどね、だから、森林組合のほうの経営を助ける意味でもこういう形を使えないのか。山はいっぱいありますのでね、その辺はどうです、農村振興課長。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申されたとおり、うちの譲与税の使い方につきましては、森林組合を通しての事業となっております。ただ、森林組合のほうも人数が少ないということで、うちの発注に対して、さばき切れないというのが現状です。今年度、令和5年度につきましても、枝打ち等、森林組合のほうでは実施していただいております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

森林組合は使っているということですね。

木津川市の場合ですけどね、２０２２年度から経験豊富な専任職員を配置したことが大きくということもなってます。人的なその辺は難しいかと思いますが、やはり補助金のような形でいただいている金ですので、大事に使っていただきたいと。

その中に八幡市ですけどね、八幡市も私有林がないということが書かれております。だから、使い方については非常に苦労されているようで、八幡市は計１，２００万円を使って、小学生が使う机の天板などを交換して使ってるけども、一巡したらどうなるかという悩みも持っておられるんですね。ということは、せんだって臨時議会において、総合福祉施設のテーブル・椅子について、今回は承認はいただけなかったんですけどね、そういうものに使ったら、和束町の税金は扱わずして、要するに、福祉施設のほうに使ったら非常にいいと思うんですが、その辺、町長どうお考えでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今のご意見についてはありがたくお受けしたいと思います。町としましては、今回の施設を建てるに当たりまして、いろんな基金の積立て、それから補助金・起債等をいろいろ確保しながら財源を確保しております。一定、その中でも、今回、町内の山材を使うということで、湯船を中心とした森林から木を伐採しまして、現実、和束町内の材木屋が段取りをするというような形で財源も用意させていただきました。

今おっしゃられるように、確かに、こういう形に使うのも一つの方法ですけども、まず、前町長もよく言っておったんですけども、宇治木屋のトンネルが開通しますと、先ほども答弁しましたように、宇治木屋の交差点から１６３号までの間、この間についての府道５号についてかなり狭小な部分があると。この部分には人工林があるところがあったりとか、それから放置林があったりとかするところがあります。こういうと

ころにもしっかりとそういう財源を充てながら道路の環境を上げていくというような形に使うのも一つの手だと私は考えておりまして、いろいろな意味で、財源をどこに持っていくかということにつきましては、鋭意検討しながら、先ほど村山議員がおっしゃられましたとおり、大切に有効に使えるよう検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

それとですね、森林環境譲与税については、森林整備を目的にというのが趣旨にあると思うんですね。それからすると、森林を整備するための組織として、今、生産森林組合というのを七つあったのが今六つになってると聞きます。というのはなぜかと言いますと、法人税の支払いが大変だということ。地区によっては、組合員から年間5,000円、1万円を徴収して組織を存続しているということで、今、生産森林組合の、要するに解体といいますかね、別組織に移し替えるような話も出てきてます。石寺は既にそっちのほうにシフトしたと聞いております。生産森林組合というのは森を守るというための組織です。だから、そのために、環境譲与税を使うことには使い方に逸脱しているということではないかと思うんです。そちらのほうに充てられないか、その辺は農村振興課長、どうでしょう。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

譲与税につきましては、森林環境の整備に直接もしくは間接的に寄与する事業と市町村として説明ができれば充当が可能ということになっております。今おっしゃられた法人税につきましては、組織維持に係る必要経費であり、森林整備につながるもの

ではないため、充当はできないことになっております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

その案件について、府あたりと折衝はされましたか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

その件につきましても、実際、法人税をお支払いするという形はなかなか難しいという話を聞いております。ただ、生産森林組合がですね、組合所有林を自分の力で整備をするというようなことで、それに係る経費を補助してほしいという形であれば、森林整備に寄与するという形で充当が可能かと思われるという答えをいただいております。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

課長、何かもう一つ分かりませんのでね、また、課のほうへ行って、その辺は詳しくお聞かせ願いたいと思います。

原則的に、私有林の、要するに整備等に充てると。それも人工林というようなことは前に聞きましたね。私の地区でもね、鷲峰山林道までに通る間にね、個人の人工林があるんです。物すごく間引きしたらいいのになと思うんですけどね、そんな話、実際、所有者の方は知らないと思うんですね。森林環境譲与税の使い方について、やはり地区の人にもっと詳しく知っていただく必要があると思います。そうすると、積立

率もどんどん減っていくと思います。

森林環境税として、今年6月から1人1,000円取られてるんですね。だから、配分額がこれからますます増えてくると思うんです。だから有益に使えるような形を考えていただきたいんですが、どうお思いですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、少々広報が少ないように思いますので、今後、広報も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

そして、最後になりますが、地域計画ですね。2か月前ですかね、農業委員が私のほうへ来て、農振地のお持ちのところは全部回らせてもらって、10年ほど先にできんようになったらどうするんか、こちらのほうにお任せできるんかどうかということで、農家の方は全部、やはり荒らすのを本意ではないというので、その辺は全部了解はしていただいたと思うんですけどね、実際、農業委員が来て説明を受けたのと実質の地域計画についてはまた話が違うと思うんですね。要するに、農振地を一つにする、実際できるんですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

もともと地域計画は、今おっしゃられたとおり一つにするという名目では始まっておりまして。ただ、本町におきましては、そのような方法はそぐわないということで、取りあえず今出してもらっている段階は、今現在、耕作している方が二、三年後同じように耕作されているという形の耕作者リストを出していただいておりますのが現状であります。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

これは農協の資料なんですけどね、ここで農家などの話合いの場を設けた市町村は、2024年7月末時点で約90%とあるんですけどね、こんな話合いをされました。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨日12月10日に2回目の農業委員会の後、協議の場を設けさせていただいたのと6月に一度、合計2回設けさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ちょっと違うん違いますかね。農家などの話合いの場を設けた、今おっしゃったのは農業委員の会合ですね。農家の人との話合いの場は設けてないですね。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

おっしゃるとおり設けておりません。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

実際この資料を見てますとね、来年の3月末が期限、もう4か月を切ってるんですね。実際こんなこと、よその地域も分かりませんがね、絵に描いた餅じゃないんですか。その辺は課長どう思いますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

はい、お答えさせていただきます。

なかなかあの答弁しづらい状況なんですけど、本町におきましては耕作者リストを作りまして、今現在耕作をしていただいている方を中心に出してもらう形を取っておりますので、休耕農地を防ぐ目的で今のところは取り組んでおるところです。

先ほども申しましたが、作れば終わりではありませんので、4月以降も修正を加えながら完成に近づけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

答弁の難しい質問、すみません。実際、本当に、前も聞いてたように、こっちの田んぼをこっちへ持ってきて一つにまとめるというのは、やはりこれは無理があると思いますね。やはり農家の方はやっぱり土地に対する執着心がありますのでね、その辺

は非常に難しいと思いますが、ご苦勞ですけど、よろしくお願いします。

それで農業委員の件ですけどね、各地域に1人ということで、14名の方が今なっ
ていただいているというんですけどね、確かに、担当者を割当てをしているのはでき
ていると思うんです。ただ、その地区の人がない人を割り当てているという、そうい
うケースはありますね。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

委員のおっしゃいますとおり、今現在、中区と原山区につきましては委員がおられ
ません。中区につきましては東区から2名、原山区につきましては湯船から2名の方
に選出していただいております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

今後トンネルが通りましたら、やはり地価が安いということで、よそからも土地の
ことで入ってこられると思います。しかし、農家の人は土地取引についてはほとんど
経験がなされてないと。そんなときにね、相談はどこへ行ったらいいんだろうと。や
はり農業委員になると思います。何でその地区の人が必要かと思いますが、やはり、
いろいろそういう昔からの歴史がありますわね。その説明が他地区の人ではできない
と思います。やはり、その辺の熱量も全然違うと思うんです。だから、原山地区は前
のときも出されてないと聞いてるんです。去年度で農業委員が、要するに、まだ任命
し直しとか降板とかいろいろあったと思うんです。だから絶対にその地区から出し
ていただくというようなことは絶対に行政のほうから強く進めるべきだと思うんです

が、その辺はどうお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

農村振興課のほうにおきましても、そのように強く要請はしておるんですが、ただなかなか今回、原山地区と中区につきましては選出していただけないような状況でございました。また、次回は何とか出ていただけるように、ご協力いただけるように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

その件は今回はねこのまま行かざるを得ないと思います。しかし、3年任期でしたかね。だから次のときは、やはりその当時のその区長に、やはり強く申し出ていただいて、やはり結果的に農家の方の不利益につながっては困りますので、トンネルがつけば大きく環境も変わりますのでね、やはりその辺のことを絶対に同じ地区から農業委員を出してもらおうように強く申し出ていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（吉田哲也君）

村山一彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時55分まで休憩いたします。

休憩（午前10時43分～午前10時55分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

皆様こんにちは。公明党の高山豊彦でございます。それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

本町におきましては、年々人口の減少が進む中で、町長の過疎化対策について今回お考えをお聞きしたいというふうに考えております。

まず、1 点目には、交流拠点の活用についてでございます。

今年度、鷲峰山トンネル開通や健康福祉交流センターが完成し、交流人口の増加も期待される中、これまで町内外の交流の中心拠点として、「和東茶カフェ」や「交流ステーション和東の郷」がありますが、今回完成する「交流センター」など、今後それぞれの施設をどのように活用されるのかお尋ねをいたします。

2 点目には移住者対策でございます。

鷲峰山トンネル開通により交通の利便性がよくなると移住希望者の増加も期待されるわけですが、移住の受入れ対策をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

3 点目には、住民の利便性向上の取組についてでございます。

町の賑わいを維持・向上させるためには、住民生活の利便性の向上は欠かせないと考えますが、買物や移動手段の確保は今後どのように取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。再質問につきましては自席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、高山議員からいただきました一般質問、過疎化対策を問う、町の賑わいを創出する交流拠点の活用の考えはについて答弁させていただきます。

令和7年4月には、主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネルの開通や健康福祉交流センター「chanova」が完成し、交流人口の増加も期待される中、これまでの町内外の交流の中心拠点として、和東茶カフェや交流ステーション和東の郷など、それぞれの施設をどのように活用されるのかという趣旨での質問と受け止め、答弁をさせていただきますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

誰もが想定し、期待する鷲峰山トンネルの開通により、町外からの交流人口が増えること、トンネルを抜けたエリアに所在する和東茶カフェや交流ステーション和東の郷エリアは町内外の交流の中心拠点になることが推測されます。グリーンティ和東を中心とした周辺施設を利活用して、休憩や飲食、町内産農産物、土産の購入など、和東の魅力のPR拠点として、経済を回す場所や観光の拠点になることを期待しているところです。

しかしながら、今回の場合は、想定推測での先行投資ということになれば中途半端な制度では失策となることも想定され、幸いにも工期が遅れている新名神高速道路の開通時期を見据え、また、大阪万博開催後のインバウンド需要なども勘案しながら計画立案していきたいと考えています。まずは行政主導ではなく民間活力、民間活躍の場を提供して、想定の中にあります特定事業組合など、国が示す地方創生の枠組み制度を担当課においてしっかり検討し、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、移住希望者対策の考え方は、トンネルの開通により交通の利便性がよくなると移住希望者の増加も期待されるが、移住の受入れ対策をどのように考えているのかについて答弁いたします。

空き家バンクを利用して和東町の空き家を探そうという希望者は年々増えてきています。中でも、豊かな自然環境や茶畑などの景観に憧れ、移住を検討される方の割合が増加しているのは現実のようです。

また、移住希望者が現在住まわれている地域は、京都・大阪・奈良など比較的和東

町に近いエリアが増えており、特に山城地域にお住まいの方が約半分を占めるようになっていきます。このことから、最近の傾向として、比較的東町にアクセスしやすい近隣の方が何度も足を運ばれるうちに東町の環境を気に入り、移住したいと希望してくださると、そんなケースが増えているのだと推測されます。そう考えますと、議員のご指摘のとおり、鷲峰山トンネルの開通により東町を訪ねる方が増えれば、それに比例して移住を希望される方も増える可能性があるという結論が導かれます。そのためには増え続けるニーズに応えるため、まずは空き家バンクの登録物件数を増やすことが重要と考えています。

これまでも毎年送付する固定資産税通知書に空き家バンクのリーフレットを同封したり、昨年度からは空き家開拓コーディネーターを委嘱し、空き家情報の収集や契約成立のことなどのアドバイスをお願いしたりしています。取組の結果、昨年度は新規登録が12件と倍増しましたが、今年度は現時点で8件となっています。昨年並みのペースで推移しており、需要の増加に対し供給が追いついていないのが現状です。現在、担当職員が東町活性化センターと共に各区の区長様を訪問し、空き家情報の収集や空き家バンク制度の周知を図り、少しでも多くの空き家を登録していただけるよう努力しております。時間はかかりますが、空き家には1軒1軒違った背景がありますので、こうした地道な取組を重ねるのが一番近道と考え、取り組んでいるところでございます。

なお、町営住宅を移住者向けの受皿にという声もありますが、町営住宅の建設は主旨・目的が異なることから、移住者のために活用するのは制度上難しいと考えており、また本町としては、新たに住宅地を開発しキャパシティを広げるよりも、既存のストックをいかに活用するかが重要であると考えておりますので、引き続き、空き家対策と移住・定住促進の両輪で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、（３）住民の利便性向上の取組は、町の賑わいを維持・向上させるためには

住民生活の利便性向上は欠かせないが、買物や移動手段の確保は今後どのように取り組むのかについて答弁させていただきます。

移動スーパー「よろずや茶太郎」事業が和東町商工会により実施されていましたが、本年9月に事業を終了され、その後、車両が和東町に無償譲渡されました。買物に行くのが困難な方の支援対策の移動販売事業は引き続き必要であると考えております。10月には委託業者の募集をし、事業再開を試みましたが、応募件数が0件でした。そのため、12月補正で委託費を若干計上し、再度募集する予定です。

また、町外の企業である「移動スーパー」も一部の地域で移動販売を実施されていることも承知していますが、そちらの活動を圧迫しない程度で、町でも買物が困難な方の支援事業として、移動スーパー事業を委託で実施できればと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

また、交通手段の確保については、W a z C a r を運行させていただいております。湯船区以外の方のご利用が少ない状況で、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきますが、まず、交流拠点の活用についてでございます。

今ご答弁ありました農産物であるとか町内産の販売であるとか、そういった部分で、和東茶カフェであるとか交流ステーションについては活用されているということでございます。今後につきましてもそういった形の中で、また新名神の開通や万博に向けて、これからまたその辺の検討もされていくということだとお聞きしました。交流ス

テーションにつきましては、一応、交流ステーションですからね、どういうその交流拠点として活用されようとされているのか、まずそこをご答弁をお願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に、町の第5次総合計画の中にございますように、行政ができることは行政で行う。なお、それに対して民間活力を活用したいということでございます。

以前に和東町のほうでありました雇用促進協議会によりまして、一定の雇用、それに合わせた様々な動きを起こしていただいたというふうに考えております。これは今年の9月いっぱい解散ということで、一定の成果を上げたという判断で解散をさせていただきました。

なお、現在調整中ではございますが、今後に向けて民間活力をどのように活用するかということでございます。和東茶カフェにつきましても、交流ステーションにつきましても、立ち上げ当初につきましては、町のほうから一定の援助をしながら事業をまいりました。和東茶カフェにつきまして2年間ですかね、交流ステーションでも2年間、一定の補助を入れてきました。これはいつまでも和東町がやっているものではないということでございます。ここにつきましても、一定の自立をしていただきたいというふうに期待をするところでございます。これにつきましてはいろいろ話を今後重ねていきたい。

ただ、住み分けとしまして、同じ施設の中に和東町の主産業であるお茶産業の関係の商品、それから農産物の商品ということ住み分けはされてます。この辺も含めて今後検討しながら民間活力、先ほどちらと私のほうで1案を申しましたけども、民間とそれから町のほうで一つの団体を設立できるような動きを今起こしておりまして、この動きがうまくいけば一財になりますか、株式会社になりますか、それとも組合に

なりますか、いろんなものを検討しながら、どれが一番いいのかというのを今年度中に一定の成果をまとめ、その後、それに向けたロードマップに従って事業を進めたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

今いろいろとご答弁いただきましたが、要するに、和東茶カフェ、また和東の郷ですね、あわせて隣の交流センターにつきましても、そういう企業化をして民間の活力を入れて、その中でどういう活用されるかということを考えておられるということではないですか。

ということで、今まで交流ステーションができたときにですね、要するに、和東の郷ができたときに私もこの議会の中で要望もさせていただきました。やはり農家の方がいきなり事業としてやっていくのはなかなか難しいだろうということで、活性化センターなり、また、町なりがバックアップしてですね、一定、軌道に乗るまで支援が必要ではないかということで要望させていただいて、その結果、２年間、人件費等を支援いただいているということは承知しているわけですが、まだまだこれから和東茶カフェにつきましても、和東の郷につきましても、一定、利益が上がるような状況にはなっている状況でございます。それでもこれから広く交流拠点として町内外から来ていただいてやるには場所的に店舗内が狭いのではないかなと。買物をしておられたら後ろが通れないような状況もありますからね、やはりそれはまた今後、民間活力の中で要望されるのかも分かりませんが、そういったところを交流拠点として活用するのであれば、やはりそのキャパにつきましても再度検討していく必要があるのかなというふうに思いますが、そのあたり町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員がおっしゃるとおり、大いに検討する課題であると思います。それにつきましては、本年度内に一定のどういう方向性を出すのかということについて、今、業務委託をかけながら検討していきたいというところに至っているところでございます。これにつきましては、間もなく担当課のほうからそれなりの委託を発注するというところで受けておりますので、この事業においてどのようにしていくのかということについては検討していきたいと。

ただ、ここが先ほどの答弁の当初に言いましたように、かなり想定の部分がございます。先に先行投資することがいいのか、それとも状況を見ながら判断するのがいいのかということでございます。京都府的に、国的に、近畿関西連合的に言いますと、新名神が遅れているということについてはかなりの懸念はされてます。ただ、和東町にとっては、宇治木屋のトンネルと同時に新名神が開くということになりますと、かなり大きな影響が起こるということを懸念はしておりました。その関係で、若干、新名神の開通が遅れておりますので、これに合わせますと、順次ずっと延びていくだろうというような考え方の中で、どの辺までのキャパシティを求めたらいいのかということについては、まだもう少し時間があると考えますので、一気に行うのではなく、徐々にうまく助走しながら乗りたいなというふうに思っておりますので、今年度、それから来年度に向けてしっかりとロードマップを作成した上で、各施設、それから最終的には町民の皆さんに一番活用していただきたい福祉センターですね、「c h a n o v a」の活用も含めた中で検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今ご答弁いただいたように、和東茶カフェであるとか交流ステーション和東の郷に

つきましては、このキャパシティにつきましては、鷲峰山トンネル開通後どれだけ増えるかということもありますので、そこは状況を見ながら検討いただきたいなというふうに思います。

あと、健康福祉交流センターですね、これにつきましては、総合保健福祉施設の整備基本計画なんですけど、ここに町内外のですね、要するに、和東町の魅力や文化を内外に発信するシンボル拠点という計画になってます。ということは、やはり文化的な交流というの、その施設の中で行われるのかなというふうに思いますが、これについては、やはり教育委員会、特に社会教育の関係も出てくるかと思うんですが、そのあたりも含めて当然やられると思うんですが、先ほど申し上げたような民間の活力という中で、教育委員会との連携ですね、そのあたりはどのように考えておられるか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

現実いろんなご意見をいただいておりますけども、教育委員会というのは今、広域連合化されておりますので、町の組織ではないということになりますので、ただ、和東町の文化財等につきましては、今、広域連合のほうでいろいろ調査をさせていただいているのが現実でございます。これは各市町ごとの特性を生かした事業ということで取り組んでいただいている。

この中で町としましては、令和８年に向けて、今回、広域連合のほうの議会に提出させていただいたんですけども、債務負担行為を組みまして最終的な仕上げの町史編さんを行っております。前回の町史につきましては２０年ほど前に発行されたんですけども、それも一新した町史編さんが行われるということでございます。これに向けた和東の文化をしっかりとこの施設を使って出していきたい。まずは和東の生い立ち、歴史等々を踏まえながら、それを次にどう活用するのかということについては、第５

次総合計画を見ながら、しっかりとした活用をしていきたい。

先ほども言いましたように、ただここで行政が事業を行うのではなく、今後の活用につきましては民間の事業等も十二分に活用していただければ、また、私の狙いの中には特に学校ですね、大学等との連携、包括協定等を結びながら、そういう形での活用なども含めたことをやっていければと思っておりますので、今の和東茶カフェ、グリーンティ和東を中心とした憩いとにぎわいの場と、それから文化と福祉の交流の場として今の「c h a n o v a」をしっかりと活用できるように今後計画していきたいと。

これも一気に大きなことをやりますと、なかなか続くのは難しいと思っておりますので、出来上がるのを見ながら徐々に伸ばしていければと思っておりますので、出来上がって5年後あたりにしっかりと潤いが出るような施策を今後組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

一応ね、その施設の運営であるとか、そういった部分につきましてはね、やはり民間の活力というのにも必要になってくるかというふうに思います。

以前にお茶のサークルの方のご要望もあったように、やはり町内様々な活動をされているサークルもございますから、やはりそういったところも十分活用していただきながら、また社会教育的な文化サークルも広がっていけばいいのかなというふうに思いますから、そのあたりはまた教育委員会とも調整をいただきながら進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次に、移住者対策でございます。

この移住者対策につきましては、先ほど町長からもご答弁いただきましたように、需要と供給がマッチしていないということでございます。先ほどもございましたが、

令和6年度の間合せ件数が40件、空き家登録件数が8件ということで全く足りていない状況にあるわけですね。固定資産税の通知の中にそういった案内も入れていただいているということでもありますけれども、なかなかそれが広がっていかないのが現状かなというふうに思います。

先日も産業常任委員会の中でもちょっとこの話をさせていただいたんですが、ある住民の方がですね、町内の方ですが、大きなお宅でお一人で住まわれていると。できたらこれをそういった移住希望者の方に活用をしていただく。ご本人はお一人なので町営住宅に移ってですね、そういう形で、今あるお宅をそういう活用をできないのかなというご相談を受けたんですが、そのあたりはどういうふうな考え方になりますかね。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の部分につきましては、非常に難しい部分がございます。特に、自分の所有権があるものを持ちながら町営住宅を使うということにつきましては、町営住宅の建築主旨に反しますので、なかなか難しい部分にあると思います。

ただ、いろんな方策等も検討しながら、極論で言いますと、今出ている地方創生の事業の中でスマートシティというような方法もございます。こういうことも含めながら今後検討していきたいと。昨日ですかね、国の令和6年の補正予算の案が出ましたので、その中にもそういうふうな項目メニューがあったりもしますので、そういうことも活用できるものであれば活用しながら考えていきたい。

ただ、今の家を誰かに貸して、私は町営住宅に行くというのはなかなかハードルの高いことになりますので、その辺については難しいと思いますけれども、何かそれに近い方法でできるものがあれば、それは活用できればしたいと思いますので、よろしく

お願いします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

これはお一人からお聞きした話なんですけども、先ほど言われたように、コンパクトシティ化というのは国が以前から進めている事業かというふうに思います。そういう意味では、例えば、町内の広い範囲の中ですね、大きな家に一人で住んでいる、もったいないなというふうに思われてる方もおられるかと思うんです。ですから、そのあたり、確かに町営住宅の主旨からしますとなかなか難しいところはあるかと思うんですが、賃貸でお貸しするということじゃなくて、売却をして、その自分の住む家を町営に移れないかというようなお話なんです。そのあたりですね、また国なり府なりの制度の確認をいただけたら、そうすることによって空き家の確保ということにもつながっていくのかなというふうにも思いますから、そこは一つ検討いただきたいというふうに思います。

それと、新名神の完成に向けてですね、近隣、城陽市、宇治田原町、また宇治市のほうでいろんな企業が移転をしてくるといようなことも計画もあるということでございます。当然そういった企業ができればですね、そこに働く人が多くおられるわけです。その方々の住居の確保という意味でもですね、府のほうで府営住宅を南部のほうで、今、山城町の椿井にあるんですかね。南部でいいますと相楽周辺ではあそこかなと思うんですが、一つ、新名神が開通した中でですね、そういった需要というのも見込まれるんじゃないかなというふうに思いますから、府のほうに府営住宅を本町のほうに建築をしていただく。そのことによって、トンネルを通過して、すぐ職場のほうに行けるというような環境にもなるかなというふうに思いますし、なかなか空き家が確保できない中でですね、そういう移住希望者にとっての住居の確保につながっていくということもあるのかなというふうに思います。そのあたり町長、ひとつ府のほう

うと調整をしていただければと思いますが、いかがですかね。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員もご承知のとおり、私は和東町職員の出身でございます。以前に堀町長の時代にですけれども、府営住宅の誘致についての検討をしろというミッションを一旦もらったことがございまして、検討をした経過がございます。ただ、府営住宅につきましては、かなりハードルが高いという点がございまして、まず住む方の問題がございます。家賃につきましては年収に合わせた家賃になります。その関係で言いますと、府営住宅につきましても、ふつうに一般住宅に住む金額と変わらない金額を所得で払っていかねばならないというような状況に発生した場合に、本当に和東町に府営住宅を造ったら、その人たちが来るのかというような検討をしたことがございます。

結果的に言いますと、なかなか難しいであろうということがその当時に、今から15年ぐらい前ですね、答えを出してございまして、その段階で今後どうしていくんだということの中で、その当時、結論を出しましたのが、今の空き家政策でございます。空き家が今後空いてくるというのは人口動態の中で見えてきましたし、その中で空き家をどう活用するかと。防犯的な部分も含めた中でどう活用するかということもございまして、前町長が申しましたように、民間が一旦住宅を建てるような計画を立てる。それに対して町が一定の用地内使用で提供できるように持っていくPFI方式ですね、官と民が一緒になって造っていかうというふうな考え方がまず可能な中の一つであろいうという手段としてはあろうということで、前町長が多分議会でも何回かその答弁をしてると思います。

そういった中で、和東町としては、まずは空き家を増やさない。僕の中にもありますけれども、基本的に人口減少の一番の原因は、やはり流出なんです。だから流出をどう止めるかということがまず前提にあって、その上で流入の中の移住政策ということ

になると思いますんで、まずは流出を止めるまちづくりを先行して考えながら、魅力あるまちになるところに移住を求めていくと。それについて、住居については空き家を使いたい。

ただ、答弁も申しましたように、空き家につきましては、一番問題なのはやっぱりその家ごとの背景です。その背景がうまくマッチングした家から順次契約されて成立されていくという状況がありますので、根強くやっていきたい。

ただ、今年、役場の前に委託する業者ができましたので、こういった業者を活用しながら前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、府営住宅につきましては、若干うちの中につくかということと、うちの景観から考えましても、そういう建て方が本当に景観行政をやる中ではどうなのかということもございますので、もうちょっと検討が必要だと思います。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今も町長のほうからご答弁あったように、府営住宅のこの話はね、前町長から私もお話を聞かせていただいて、その中で空き家バンクであるとか、また民間を活用したPFI方式のお話も前町長からお伺いしてました。その中で、なかなか民間の事業者が町に建築をして集合住宅なりを建てててですね、そうした場合の家賃も先ほどの府営住宅の部分と同じだと思うんです。なかなか和東町だから安くできるかということでもない。そうしたときに民間の採算が取れるようなものにはならないということでなかなか民間が手を挙げてくれないというような話も以前お聞きしました。ということで、やはりそこは難しいだろうなと。かといって、町営住宅をこれ以上、福祉とは別に一般向けに立てるかということと難しい話ですから、できれば府のほうでご支援いただければなというふうに考えてます。

やはり空き家バンクにつきましても令和6年度は40件問合せがある中で8件ですからね、全く足りてない。やはりいろいろ手を尽くしていただいているんですが、なかなか増えてこないという本町特有の事情というのがあるかと思います。仏壇を置いたままになっていたりですね、いろんな形で、空き家であるけれども全くの空き家になってないという現状があるかと思うので、そこはなかなか難しい課題だなというふうに思います。

それと、今、流出をどう止めていくかということでございます。これは私、以前にもお話をさせていただきました。他の議員からも以前質問があったと思います。本町職員の大半が、本町生まれでありながら現状は本町以外のところに住居を構えておられるということですね。ということは、流出を止めるためにどうしたらいいのかというのは、職員の方々が一番感じておられる部分だと思うんですよ。何が不足してるから出て行かれたのかですね。それは交通の問題であるとか、買物の問題であるとか、特に子どもさんが高校生になったときにやはり出て行かれる、また就職されたときに出て行かれるとか、いろんな方が出て行かれることが多くあるかと思うんですが、これを止めるというのは非常に難しいだろうなと。止められたら一番いいんですけどね。その施策をやはりどう取り組んでいかれるのか、それは職員の方々それぞれご自分たちが感じておられることだと思いますから、以前、他の議員もアンケートを取ったらどうかというようなお話もございましたが、やはりそこはしっかりと町長と考えていただきたいというふうに思いますが、そこについてはどうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます

私の場合はここで生まれて、ここで育って、ここにずっといたというものと、それから、ここで生まれて外で住んだ方、それから反対に、外で生まれて、また和東がい

いということで和東に来てもらえた方といろいろおられます。特に職員については、目立つような形になってしまったのは現実でございます。

その中には交通の問題、それから介護の問題、学校の問題等々があるというのも実際の物理的なことであって、論理的にそれをどう解決していくかということで論破していかなければならないというのは私も実感しておりますので、これは今後、職員が一丸となって、その点について考えていくと。職員につきましても、ここで奉職する以上は、ここに人口がなくなれば奉職ができなくなるということもありますので、そこも含めて、自分のこと、我が事と考えながら検討するように今後指示をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

先日なんですが、町内でお生まれになられた方で、就職と同時に町外へ出られた方がおられまして、その方とちょっとお話をさせていただいたんですが、その方自身は、今子どもさんが５か月とおっしゃってました。できたらこっちに戻ってきたいと。子育てするなら和東町だということで、奥さんのほうに訴えておられるんですが、なかなか奥さんがね、もともと大阪府内で育たれた方なので、なかなか難しいところがあるらしいんですが、そういった意味で、これも以前からも言ってますが、やっぱり子育てするなら和東町だということをしっかりと発信をしていただくということも大事なかなと思います。

そこですね、今回ホームページは大分調整をいただいて随分見やすくなったとは思いますが。ただ、移住希望者は、特に教育関係、また医療関係、交通関係、買物ですね、こういったところはどうなのかというまず調べられるんですよね。子育て世代、子育てするなら和東町ということで来られてもですね、その後、老後どうなのかということで調べられたりもするわけですね。それで移住先を決められるということでご

ざいます。そのあたりがなかなかホームページで十分確認できるかということなんです。

特にね、私、探してたら、以前のこのホームページでは教育委員会のリンクがあったんですが、今回リンクないんですね。なので、教育・子育てというところのページはあるんですが、そこから教育と言いながら小学校・中学校の教育関係を確認できないというのが今あるんです。ですから、ここは早急に教育委員会のリンクを貼り付けていただきたいなというふうに思います。そこはまた調整をお願いしたいと思います。

次に、3点目でございますが、買物、移動手段の考え方でございます。

先ほども申しました町外へ流出される原因の大きな部分だと思うんですね。特に高齢者の方にとりましては、これが日常生活の中で大きな負担となっているところでございます。茶太郎の関係につきましては9月議会でもこの質問をさせていただいて、町長のほうから、民間団体と調整をされて要綱をまとめて、そのときの他の議員の質問の中では、次年度から営業できるような形に持っていきたいということでございました。私はそこまで待てないので、何とか12月議会で提案できる方向で検討いただきたいということで、そこについては要綱ができ次第、早急に団体と調整をしてやっていきたいということでございましたが、要綱はもうできてるんですね、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

先ほどのホームページのリンクにつきましては、早急に担当課に指示し、対応させていただきますので、ご理解のほうをお願いいたします。

その次の点でございますが、茶太郎の後継をどうするかという件でございます。これにつきましては、要綱はできております。要綱はできて、11月までに1回募集をかけております。この募集に応募がなかったと。

ただ、いろいろな方法あると思うんですけども、今回の茶太郎の件につきましても、例えば、和東茶カフェの運営につきましても、それから和東の郷の運営につきましても、個人に委託するということは町としては絶対無理だということは私の判断で行っております。これにつきましては、始めるもやめるも自分の意見で全てが決まってしまうという不安定なところに委託するというのはものすごく危険性が高いので、できましたら団体で委託をしてほしいと。

ただ、前回の募集のときには、これをやりませんかという団体を決定しました。これにつきましては一定収益事業でありますので、収益が得られるような形で運営していただければいいという考え方で募集をしましたが、ゼロであったというのが現実でございます。改めて、今回の補正予算で若干の委託費を計上させていただくと。その計上した委託費を入れた中で、もう一度、団体で検討していただけないかということで、各団体のほうにはもう一回、担当課のほうからしっかりと説明をして声をかけるということになっていきますので、それでどうなるか。

私の目標は、先ほどおっしゃいましたように、次年度に向けて何らかの手を打ちたいというふうに思っておりますので、これにつきましては誠に申し訳ないですけども、住民の協力なしにはできない事業ですので、こっちとしてはできる範囲のことをしっかりやりたいと思っておりますので、住民の方々についてはご理解を願って、どこの団体でも結構ですので、一定団体の中で手を挙げていただいて、民間事業者が行っていただけますので、できないことはないとも私も踏んでますので、そこを何とかご理解願って、新たな移動販売をできればと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

事業が事業なんでね、やはり仕入れの問題であるとか、どこでもそれができるかと

いとなかなか難しいところもあるかと思います。事業をされている事務所と契約なりしていただく団体ということにもなってくるかも分かりませんが、その団体に対してしっかりご説明されているのかなというふうに感じてるんです。ですから、今、町長からありましたように、次はしっかり各団体と調整をいただく中でですね、住民の方が困っておられるわけですから、早急に次年度と言わずにですね、早い段階で移動販売が再開できるように努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、町内の移動の関係、W a z C a r の関係でございます。

これにつきましては、湯船地域について奈良交通が運行していない、路線バスがないという状況なんですね。ということで、住民の方が、W a z C a r が唯一の移動手段として利用されているのが現状だというふうに思います。

先日、ちょっとお聞きした中で、年末年始の運行についてです。これは12月28日（土）から1月5日（日）まで運休されるということです。これは行政のお休みの期間、W a z C a r も運行しないということになってるわけですが、今申しました湯船地域の移動手段としてですね、公共交通の性格上、1週間以上も運行がないということについては町長はどのようにお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の問題でございます。例えば京都市バス、それからどこぞの公共交通機関等につきましては、年末年始止めるかというのと止まってないというのが現状でございます。うちとしましても、できる限り運休の日がないというのがベストだというのは私も感じてます。ただ、一発目からそういう具合に持っていくというのはなかなか難しい点もありますし、それから実際のところ言いますと、担い手の問題等々のことも含めましていろいろ検討していかなければならないということもございます。

あわせて、湯船の利用は、今言われるように、奈良交通がないから何とか利用が上

がってるけども、ほかのところはどうかという質問もございました。それも含めてです、今、N P O 法人 Y u b u n e が一生懸命地盤をつくってくれてますので、内々的には全域にわたって Y u b u n e がしっかりと公共交通を N P O として担ってもらえるようなものにならないかということは、内々的には話もさせていただいたりしながら、ただこれも、やっぱり一定の収益が上がってこないと、担うほうもいつまでたっても赤ばっかりの仕事をしていても、職員自身にモチベーションが上がらないということもあります。確かに、80歳になられた方が車に乗られているのは現実、健康でいいのかも分かりませんが、できる限りそういうことをうまく活用していただける P R をもう少し加えた上で、何らかの対応を取っていきたいと考えておりますので、今年初めて地元の方がそういう形で N P O を立ち上げて動いていただけたということにまずは感謝を申し上げて、その上で次のステップに入りたいと思いますので、それも私の見栄か分かりませんが、一気にには行きませんが、徐々にそういう形で、不便を便利なほうに向くように考えていますので、その点につきましてはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

確かに、湯船の N P O の中ではしっかりとサポートをいただいて、湯船地域の方々の移動手段としてご努力をいただいているということにつきましては、本当に感謝を申し上げないといけないというふうに思っておりますが、ただ、それも確かに初めてのことです、この年末年始で住民の方からどれだけそういった要望が出てくるかということにもなるかなというふうに思いますけれども、やはり、もしそういった希望があればどういう対応が取れるのか検討していただく必要があるのかなと。

ふだんですと、やっぱり急に出ていかないといけないときというのは、公共交通がなければ親戚に頼むか近所の人に頼むかしかできないと思うんですね。特に年末年始、

近所の人に頼めるかということ、ゆっくりされてる中で頼みにくいということもあるでしょうから、やはりそこのサポートについて、もしそういう要望が出てきたときにどう対応するかということについては行政のほうで考えておいていただけたらなというふうに思いますから、よろしくお願いいたします。

やはりなかなか利用者が増えないというのは、利便性の問題だと思います。湯船以外のところというのは、運行時間もそうですし、曜日もそうだと思うんですね。私の聞いている方は、特に土日に関しましてはこれまで活用していたということなんですね。それが今、東和東、西和東では土日は運行していないということもあってですね、それと、その方は7時台によく利用されていたんですが、その地域は今5時で終わってるということもあってですね、利用したいけども利用できない状況があるということもあるかと思います。ですから、そのあたり、今後の課題として、どう利用いただけるのかということをしつかりと検討いただいて、利用実態を上げるためには利便性をどう上げていくのかということだと思います。確かに、そこはサポートいただけるNPO法人Y u b u n e なりドライバーの確保をどうするかということに関わってはくるんですけども、総合的にどう考えていくのかということはこれからしっかりと検討いただきたいというふうに思いますが、そのあたりはもう一度お願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

特に今のW a z C a r につきましては、今年の6月から民間委託をするという形で動かしていただきました。徐々にですけれども、いろいろ問題点が出てきたと思っています。毎月毎月、毎日毎日の報告が私のところにも日報として回ってきてます。そういうのを見てますと、例えば、運行管理者、同じ方が毎日5時に出勤をして、それが休みなしに出勤なっているような状況も見えてきたりとかもしてきてますし、こういうところを何とか改善してあげないと、その人1人がいなくなれば、それ自身がで

きなくなるような状況が今起こってるのも現実でございます。

ドライバーにつきましても、うまくいけば当たり前の話で、いかないときには二重になってしまって逆効果が出たりとか、そういう事故も起こったことも何回か報告に上がっています。そういう問題点もしっかり含めながら、今後どのように行っていくのかということについて、それと、新たな開拓をする中で、いかに公共交通として成り立っていくのかということも含めて、私も実はちょこちょこ奈良交通は使ってるんですけども、思った時間にバスがないというのもかなり影響があるというふうに自分でも思ってますので、それがW a z C a rになりますともう一つ不便になってますので、そのあたりも含めて今後検討していきたい。担当課と、それから受託を受けていただいているN P O 法人Y u b u n e の件も含めながら、しっかりと協議をさせるようにしたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

先ほどもございましたが、やはり流出をいかに止めるかということが一番だと思いますし、そのためには利便性というのをどう向上させていくのかということだと思います。それは今も言いましたように、W a z C a r の運用が今後どのようなになっていくのか、それと買物支援ですね、これをどのようにしていくのかというのが大きな課題だと思います。あとはやはり町の賑わいというものをこれから維持・向上させていくためには、やはりそういった内外との交流というのも充実させていかなければいけないだろうというふうに思いますから、そのあたりをしっかりと今後検討をいただいて、いつまでもにぎやかで住みやすい環境の和束町にしていきたいというふうに思いますので、そのあたり期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時４６分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

山本達也議員。

○３番（山本達也君）

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、第１番目、和束町の交通網について３年以内の具体的なビジョンは。３年以内と申しますのは、もちろん第５次総合計画に基づいてということが前提かもしれないんですけども、大体、事業の計画というのは、３年、５年、１０年という形で立てますので、トンネルが開通する、そこからの３年というイメージでお考えください。

その中の１番目として、高齢化が進み運転できない方が増える中で、まず喫緊に取り組むべき具体策はということで、かなり高齢化が進んでいる中で免許が返納される方も多くなっているというところで、先ほども取り上げられてました茶太郎のような移動スーパーがない。その中で買物も行けない。社協のボランティアの送迎も利用できる条件に満たされていないという方も多くいらっしゃいます。そんな中で、そういった方が買物等に行くための足として交通機関を考える必要があるのではないかとということです。

２番目に人口の町外流出の要因の一つである交通過疎地を解消させる町外にも範囲を広げたオリジナルのオンデマンド交通網、これの具体案を示せるかということで、これも今の高齢者の方の町外への買物ということも踏まえた一つなんですけど、この町外流出の要因ということで、やはり交通が不便だということが挙げられる方が多くて、その町外流出を防ぐために交通網の整備が必要ではないかということでこれを挙げさせていただきました。

2 番目に全町民参加型の避難訓練を実施する計画はありますかということなんですが、これは先ほど冒頭、町長のほうからお話があったように、幸い和東町では今回大きな災害はなかったということなんですが、自然災害の場合、豪雨ですとか台風というのはあらかじめ雲の動きなどで推測することができますけれども、巨大地震となると全くいつ起こるか分からないという状況にあります。そういった中で、全町民参加型というのは、同じ日の同じ時間に全町民がということがもちろん一番望ましいとは思いますが、各区域での必ず全町民が避難訓練をするというような計画というのがあるかどうかですね。

これは実際に発災したときに、具体的に本当にスムーズに避難ですとか、またその後の避難生活を行うことができるかも含めて、今の問題点等をチェックするために絶対に必要だと思います。そういった避難訓練を実施する計画はあるかということです。

3 番目、和東町デジタル地域ポイントシステムの事業者選定の理由はということですが、これは先般、公募型のプロポーザルの和東町デジタル地域ポイントシステムの公募がございました。その公募の結果というのが、和東町のホームページに非常に短期間だけ掲載をされていた。それも、なぜこの会社が選ばれたのかですとか、この会社はどのような会社なのかですとか、詳細はあまり書かれてなくて、そのポイントだけが書かれていて、決まった業者の会社名だけが書かれていたというふうに私は認識をしています。そういった中でこのプロポーザルというのがもう少し公に内容を詳しく公開するべきではないかということで、この問いを書かせていただきました。

最後ですね、オープンエアミュージアム構想の中で関わりが出てくると思われる和東町活性化センターですとか、和東の郷、また旧雇用促進協議会がそれぞれ実施している、また実施していた事業の今後の関連性や方向性はと。このオープンエアミュージアムというのは、町長が以前からおっしゃっていただいているように、民間事業者が主体となるということが趣旨ではあるということなんですが、町としてどういったところがどういうふうに関わるか、そういったことを具体的に決まってる範囲

だと思ってくれるけれども、お示しいただければと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問、1番、和束町の交通網について3年以内の具体的なビジョンについて答弁させていただきます。

本町における交通網整備については、本町の公共交通機関である路線バス、奈良交通バスを主体にし、それぞれの地区と路線バスをつなぐW a z C a r、交通空白地有償運送を運行しております。また、鷲峰山トンネル開通により新たな交通整備が必要となることから、京都府や一般財団法人京都山城地域振興社を通じまして、観光定期便の運航などやW a z C a rの拡充を図ってまいりたいと考えております。

なお、山本議員からいただきました他の質問につきましては、事業の具体的な内容につきましても、この後、担当課長のほうに答弁をさせます。

以上、山本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問、大きい1番、和束町の交通網について3年以内の具体的なビジョンはについての（1）高齢化が進み運転できない方が増える中、喫緊にまず取り組むべき具体策について答弁させていただきます。

現在の交通網については、加茂駅から原山までの幹線を運行している奈良交通バス、また町内全域77の乗降ポイントと路線バスへのバス停までつなぐ茶源郷乗合交通W a z C a rの運行を実施しているところでございます。

町のソフト面で取り組んでいる交通対策につきましては、交通事故防止と路線バス

の利用促進をするため、運転に不安を持つ高齢者の自主的な運転免許の返納を支援するため、運転免許証を自主返納された方、高齢者に対しまして5,000円分の奈良交通バスICカード乗車券を交付する運転免許自主返納支援事業を実施しているところでございます。

また、まだ運転ができる年齢でもバスを利用する機会を提供することにより、免許返納等の自家用自動車を運転できない状況になりましても、路線バスを気兼ねなく利用していただける習慣をつけるとともに、奈良交通バスの利用促進を図る目的で、数え70歳の住民の方を対象として、希望者に1万円分の乗車券を交付する路線バス高齢者利用促進事業を実施させていただいているところでございます。以上のような事業を実施し、運転をできなくなった方につきましても、公共交通を利用できる体制を構築する取組を実施しているところでございます。

しかしながら、本町におきましてはマイカーの利用率が高く、バスやW a z C a rの利用が少ないのが現状でございますが、W a z C a rの利用用途をさらに発展させるため、運営協議会で議論のほうをしていきたいという考えでございます。

次に、（２）人口の町外流出の要因の一つである交通過疎地を解消させる町内外にも範囲を広げたオリジナルオンデマンド交通網の具体的案を示せるかについてお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたとおり、W a z C a rでの柔軟性の高いオンデマンド交通をさらに発展させていきたいというふうに考えているところでございます。現在W a z C a rでは77か所の乗降場所で運行しておりますが、土日祝の全域運行や玄関先まで迎えに行くドア・ツー・ドアの実施、また限定ということになると思いますけれども、木津川市の山城病院までの送迎、そして鷺峰山トンネル開通により、宇治田原方面への運行、町内外からの利用など、さらに利用しやすい環境を整備することにより、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、これまでのW a z C a rの運行までには様々な関係機関と調整や準備が必要ということとなっております。

ります。さらにこれを充実させるためには、今以上の財政負担が必要になるということが考えられるため、茶源郷和束乗合交通運営協議会で議論をさせていただき、関係機関等の意見を頂戴しながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて、大きい2番、全町民参加型の避難訓練を実施する計画はについてお答えをさせていただきます。

避難訓練や防災訓練の取組につきましては、災害時の被害の軽減につながり、防災組織の向上にもなることから、本町におきましては、平成29年度に自主防災組織活動補助金交付要綱を定め、組織結成の促進に取り組んでまいりました。自主防災組織を結成されている地区におきましては、定期的に防災訓練などを実施されているというところでございます。今年8月には、南区の自主防災組織の研修会に防災講座をさせていただいたところでございます。また、年度当初の4月には、初区長会においても自主防災組織の結成を強く呼びかけさせていただいており、結成されました活動費として補助金を交付させていただいているところでございます。防災訓練に要する費用としてお使いいただくこともできますので、引き続き結成いただけるよう周知に努めさせていただきたいというふうに考えております。

また、指定避難所への避難経路につきましては、日頃から徹底していくということが重要であると認識しております。避難経路の徹底につきましては、消防団や各区自主防災組織と連携しながら、体制整備を確立していくことが必要と考えております。

あわせまして、命を守るための避難行動を取っていただくというための情報提供や消防団組織とも連携させていただきながら、避難訓練の取組を具体化できるように進めていきたいというふうに考えております。

本町におきましては15地区によって形成されておりますが、それぞれの地区において現状、事情が異なっております。また、自主防災組織をつくっていただき、自分たちの地域は自分たちで守るという連携意識の下、地域の皆様がお互いに協力して、

防災活動を行う組織づくりを強化していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、和東町デジタル地域ポイントシステム事業者選定の理由についてお答えさせていただきます。

和東町デジタル地域ポイントシステム導入業務について、本業務の受託予定者の選定につきましては、業務内容に最も適したものを選定する公募型のプロポーザル方式によって実施しているところでございます。業者の選定に当たってはプレゼンテーションによるヒアリングを実施し、和東町デジタル地域ポイントシステム構築業務委託事業者選定委員会を設置させていただきまして、総合的に評価し、本業務を最も的確に遂行できる事業者を選定させていただいたところでございます。

以上、山本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、私のほうから、山本議員の大きな4、オープンエアミュージアム構想の中で関わりが出てくると思われる和東町活性化センターや和東の郷、旧雇用促進協議会がそれぞれ実施している、または実施していた事業の今後の関連性や方向性についてお答えさせていただきます。

オープンエアミュージアム構想は、グリーンティ和東周辺施設を含めたエリア一帯を中心に展開されることを想定されており、交流人口の拡大や地域の魅力発信、観光振興などを目的に、茶源郷T e a P a r kを構想する予定であります。

具体的には、農家レストランの誘致による食べる場所の確保や宿泊施設の整備による宿泊場所の確保など、トンネル開通後に和東町へ来られた方の滞在時間を延ばすことを目的としております。その中で関わりが出てくると考えられます和東町活性化センターや和東の郷、旧雇用促進協議会がそれぞれ実施しています事業は様々ございます。

例えば、和東町活性化センターが運営しております和東荘に関しましては、こちらはオープンエアミュージアム構想でも宿泊施設の面で関わりが出てくると思われます。もともと立地が想定されております茶源郷 T e a P a r k エリア内に位置していることから、その一角として構想の中に組み込んで、宿泊の場の提供に努めていただければと思っております。

旧雇用促進協議会に関しましては、働く人のためのセミナーを多く実施しておりますので、生きるための和東実践塾の開講をバックアップさせていただくことで、そのノウハウを生かしていただけるのではないかと考えております。また、それらの雇用の面に関しましては、特定地域づくり事業協同組合などを設立して事業を運営していくことを想定しております。

以上、山本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

そしたら、1番目のほうから質問させていただきます。

免許を返納されているお年寄りが多い中で、確かに、W a z C a r ですか奈良交通の交通網があるというのは非常にありがたいことでありますし、そういった地域であることが非常にうれしいといえますか、ありがたいことなんですけれども、なかなか実際のこういった需要に対してのものが満たされているかという、今はそういうことではない。先ほどおっしゃっていただいたように、W a z C a r の場合、今後、範囲を広げていって、町外にもその範囲を広げる可能性があるということをおっしゃっていただいたので、それはどんどん進めていっていただければなとは思っています。

もう一つ、今現状では曜日とか時間とか融通が利かない、町外に出られない W a z

C a rというのが、一応、奈良交通の不便さをカバーするということにはなるんですけども、今言ってることがいつ頃完成するのかですね、それまでの間も実際には自主返納される高齢者の方が多くて、実際に日々の買物にも困るという方が大勢いらっしゃいます。そういった方は、例えば、町外とか、もう少しW a z C a rが発展的になるのを待ってられないと思うんですけど、その辺はいかがですか。かなり喫緊の課題だと思うんです。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、やはり山本議員指摘のとおりですね、交通過疎ということで、苦肉の策でW a z C a rを運行させていただいているところでございます。それにつきましては、すぐにでももちろん運行はさせていただきたいというところではあるんですが、一番はですね、来年度3月から鷺峰山トンネルの開通で通行可能ということになりますので、やはりそちらのほうにつきましては、早急に運営協議会を開催させていただきながら、方向を決定させていただいて、それにつきましてはいろいろ手続がございますので、本町の地交会議であるとか、また陸運局の申請という手続もがございますので、そちらにつきましては早急に運営協議会を開催させていただいて検討してまいりたいというふうに考えてますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

昨今ですね、ライドシェアという言葉が結構出てきていて、日本型ライドシェアと

ということで、タクシー会社ですとか、そういったタクシー事業を持ってるところと協力しながらライドシェアの運行するということのようなことが少しずつ地域で出てきたと思うんですけども、例えば、和東町の場合、加茂タクシーですとか、奈良交通もタクシー事業部というのを持っておりますので、そういったところと日本版のライドシェアというのを共同運行するということというのは考えられないでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、運営協議会のほうに既にヤサカタタクシー会社も加盟していただいておりますので、おっしゃっているような下地というのは、今、運営協議会のほうでは整っているというところでございますが、やはりまだ担い手といいますか、運転手の方の不足というのが今まだ顕著になってきておりますので、こちらも併せて新たに募集させていただいて、こちらの運営が整うのであればライドシェア、もしくはライドシェアといいましたら、また自分の自家用車で運転をしていただけるというような制度でございますので、そちらのほうも検討はさせていただきたいというふうに思うんですけども、こちらのほうは許可がなかなか下ろしていただけないという状況も聞いてございますので、今後また協議会のほうで一つ検討させていただきたいという課題ではあるということとは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

交通過疎地ということではやはりライドシェアというのはかなり有効な手段だと思

いますので、ぜひご検討いただきたいのと、あと、ドライバーの方の運転技術といひますか運転技能といひますか、そういったものを運転技術確認や適正審査というものを厳格に行って、ドライバーに資格を与えるような和束町独自ののか京都府なのか分かりませんが、そういった制度があってもいいのかなと思ひますので、そういったところもご検討いただければと思ひます。

その2番目ですね、交通過疎地を解消させる町外にも範囲を広げたオンデマンドというのは先ほどおっしゃっていただいたとおりで、やっぱり町内だけではなくて町外へ行くということがポイントになるかと思ひます。町長もおっしゃっていた人口の町外流出を防ぐという中に、やはりこの交通網というのは非常に大きな役割を与えられているというふうに思ひます。移住定住を増やすというところの中で、移住希望者の方が来られていろんな意見を聞くと、今は車の運転はできるからいいけれども、歳いってできなくなったときに、このまちで安心なのか、安全なのかということを非常に気にされる方が多いです。年がいったから交通網というのが非常に重要な要素になってくると思ひます。

その中で、そういった不安材料を取り除くための交通手段というのは、やはり早急につくり上げていかないと、ますます人口が減っていく、町外流出が増えるというふうに思ひますので、できるだけ早急に、鷲峰山トンネルの開通に合わせてぐらいの、本当にそれぐらい早急にやっていただかないといけないかなというふうに思ひます。

2番ですね、全町民参加型の避難訓練に関してなんですけれども、今おっしゃっていただいた自主防災組織があるということなんです、これはまだ全ての区にあるわけではなくて、まだ二つか三つか、検討中も入れるとそれぐらいだということなんで、これが全区にあればよりいいんだと思うんですけれども、今、全区にそれをつくるというような動きといひますか、早急にそういったことをやろうという動きといひるのはあるんでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

委員の質問にお答えさせていただきます。

今現在3区の地区につきまして自主防災組織を結成していただいているところがございます。こちらの区につきましては、やはり地元消防団がですね、参加人数がいなということで、現在休止している地区というところがございます。そのほかの地区につきましては、やはり消防団組織というのはしっかりしておりますので、各区と消防団と連携しながら今のところは活動をしていただいているというところがございますが、やはり町といたしましては、全区に自主防災組織をつくっていただいてですね、日頃からそういう避難訓練であるとか防災訓練という取組をしていただければ、災害時には被害の最小限に抑えられるという結果も出てございますので、やはりそちらのほうを力を入れさせていただいてですね、全区に自主防災組織を結成していただけるよう努めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

また、それと併せまして、議員の一般質問にもありましたように、全区の参加型の避難訓練も今後は実施できるように体制のほうを整えていけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

これもやっぱり早急にやらないといけないと思うんですね。明日地震が起こるかもしれないんで、そのときにあたふたして多くの命が奪われるという可能性はありますので、これをどうしてもやってほしいという中に、やはり要配慮者の把握ですね、例えば、私は東区ですけども、自分の住んでる東区の中に要配慮の方がどこに何人住んでらっしゃるかですとか、あと、今住んでる場所から避難経路をですね、どの道

を通過して避難所まで行くのかですとか、その道が、例えば倒壊家屋で塞がっていたときにどういう迂回路で行くのかですとか、実際の発災を想定したところがいまいち抜けているといいますか、自分自身の中でも分からないことがたくさんある。

あとは自分が避難した場所の備品の過不足ですね、要らないものはいっぱいあるけど必要なものが少ないですとかいうこともやはり発生すると思います。共助の有無、よく町長は共助ということを重要視されますけれども、じゃあ、ご近所の方が誰が誰をどうサポートするのかというのは誰も分かってない。多分、そこに住んでる方がちょっと足の不自由な方だというのは知ってる方がいたとしても、その方がその方をサポートするかというと、なかなかそれはできにくいのかなということもありますので、そういったところの実際の訓練の中で把握するというのは非常に大事かと思います。

これはもちろん役場ですとか消防ですとか地域住民、社協、災害ボランティア、そういった人々が全て自分の役割が分かっているかということ、多分分かってない。実際に発災したときに、自分はここの何をどう担当するというのは多分そこまで詰めてないと思うんですね。そういったことも詰めるという意味でも避難訓練をしないといけない。明日地震が起こるかもしれないということを想定して、早くやらないといけないと思います。

今まで私、何回かこの議会で質問させていただいて、そのときにやらないといけないというお言葉をいただくんですけども、いまだに何も実施されてないという現状が続いています。何とか早く実施していただければと思います。

3番目に行きます。デジタル地域ポイントの選定事業者ですね、これは今回も公開型のプロポーザルという形で審査をいただきました。プロポーザルという言葉で非常に住民の方も、昔、不明瞭なことがいろいろあったということで、敏感に感じていらっしゃる方も多くいらっしゃいました。実際に見てみると、じゃあ、何でこの企業を選ばれたんていうことを聞かれる方もあります。

そういった中で、そこを解消するために何かもう少し情報を多く、この会社が選ば

れた理由ですとか、こういうことが一番よかったので選びましたですとか、何かそういうことを明記をしてですね、なおかつホームページにも、もう少し長い期間を開けておくというのは重要じゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、和束町の役務の提供に関する入札・契約の公表に関する要綱という定めがございます、そちらにつきましては、公表の方法につきましては所定の場所での閲覧、またインターネットを利用した閲覧というふうに定められているところでございます。特に期間等の定めはございませんので、今回につきましては11月5日から11月22日の約17日間、2週間程度掲示をさせていただいたというところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

閲覧をするということであれば、内容は閲覧できるということによろしいですね。

では、閲覧できるよということは、何かどこかに示されてますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

公には示させていただきます。それに代わりましてホームページのほうで掲示させていただいているというところでございますので、よろしくお願いいたします。

します。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

今もまだ閲覧できるという情報は上がってますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

インターネットで公表させていただいた情報につきましては、現在も閲覧していただくことができるということで、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

趣旨が分からない。今も閲覧できますよという情報は、どこかで公開されてますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

その情報は公開しておりません。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

分かりました。そしたら、閲覧できるという情報は公開されてないということであれば、閲覧できるよということを知っている住民の方は少ないということですね。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

うちの要綱には特にいついつまでに掲示しなければならないという要綱は定めておられませんので、一応、今回につきましては、２週間程度公開させていただいたと。

場所につきましては総務課でも閲覧は可能でございますが、一応それに代わりますインターネットホームページのほうで公開させていただいたということでございます。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○３番（山本達也君）

じゃあ、閲覧できる内容というのは、今インターネットのほうで公開されてるということですね。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

閲覧につきましては１１月５日から１１月２２日で閲覧の期間は終了させていただいているというところでございます。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○３番（山本達也君）

それはインターネット上での閲覧の話ですね。総務課へ行ってみるという分に関しては見ることはできるけれども、それを閲覧できますよという情報は公開してないということですね。それは非常に複雑な問題だと思うんですが、ずっと閲覧できるよという情報を上げていただきたいと思います。いまだに見てみたい、どうなったんだという方がいらっしゃいますので、それは挙げていただくことはできるんでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

この件につきましては閲覧していただくことが可能でございますけども、ホームページに掲載させていた内容には閲覧していただけるということでございます。また、必要であれば、ホームページのほうでも閲覧可能という周知はさせていただけたらなと思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ぜひホームページの方ですね、まだ総務課へ行けば閲覧できますよという情報を上げていただければと思います。

そしたら、最後のオープンエアミュージアム構想の中での関わりが出てくると思われる和東町のということの件でご質問させていただきます。

聞きたかったのは、オープンエアミュージアムという構想の中で、もちろん民間事業者が主体になるということは以前から町長がおっしゃっていた。その中で、もちろん民間事業者にばい投げということではないと思いますので、役場の中のこういった部署がどういう関わりをするのかですとか、もしくは、新たな部署、新たな担当を決めてそういったことに携わるのかというようなことが、今、現段階で決まってる範囲でいいんですけれども、お教えいただけたらと思います。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今現在は農村振興課を中心に事務を進めているところです。来年度以降につきましては、どうするかは私のほうでは分かりませんので、答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

町長にお伺いしたいんですが、来年度以降のところで何かそういったお考えというのはどうでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

山本議員の質問については、ほぼほぼ担当部の部分ですので、私として答えるとなれば、全体的な内容の中で、交通形態を含めたものを移住政策とかそういうものに含めていくというような考え方の示しは第5次総合計画を見ていただいて、それを具現化するというような回答でしか今の段階では答えようがないのかなと私は思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

先ほどちょっと話が出ました特定地域づくり事業協同組合の制度というのがあって、そういったものをつくられるというふうなお考えでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

基本的には、先ほど高山議員のときも答弁しましたように、何がどの形で手段になるかというのにつきましては検討中でありますので、これを具体的に事業化していくことについては、各担当のほうでどういう形で持っていくのが一番ベストなのかとい

う話になりますので、その点について私のほうで答弁するというのは、現実の段階では申し上げにくいということです。

ただ単に、ここはしっかりとしておきたいんですけども、民間企業を交えた中でまちづくりを進めたいという第3次総合計画の中で動かすということについては第5次総合計画がありますので、これを具体化することに関しましては、昨年の業務委託、それから今年の業務委託、来年度以降の業務委託の中で随時検討していくという考え方を示すのが今の段階では、方針としては精いっぱいです。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

このオープンエアミュージアム自体はかなり大きな話になるというか、まちぐるみの話になっていこうかと思うんで、その辺のところがよりよく具体化されればいいなと思います。

私の質問以上で終わります。

○議長（吉田哲也君）

山本達也議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時20分まで休憩いたします。

休憩（午後2時08分～午後2時20分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。一般質問を行います。

第1に、物価高騰から暮らしを支える対策を急ぎ具体化をについて質問させていた

だきます。

異常な物価高騰は収まる気配もなく、来年以降もますます厳しさを増すことが確実視されている中、政府は11月22日に新しい経済対策を決定し、地方への財源として「重点支援地方交付金」の配分も予定されております。配分の規模など詳細についてはこれからとはいえ、様子見とせずに直ちに支援内容の検討を進め、基金など町財源の活用も行い、この12月議会も含め、可能な限り早期に全ての住民に届く支援を実施していただきたいと考えますが、町の方向性をお答えください。

その上で、特に要望する支援が水道料金の減免であります。今回の交付金の「推奨メニュー」に追加もされており、今こそ実施を強く求めたいと思いますがいかがでしょうか、答弁願います。

第2に、今なぜ認定こども園なのかについて質問します。

1点目に、町長は9月議会で保育所の認定こども園化の意向を示されましたが、それは正式に決定されたのでしょうか。仮にそうならば、時期や運営方式はどうお考えでしょうか。

2点目に、運営主体は引き続き町でいくのか、それとも東部連合もあり得るのか、答弁願います。

3点目に、認定こども園に移行したとして、保育の何がどう変わっていくのか、答弁を願います。

第3に、子育て支援の充実へ、教育費無償の拡充をについて質問します。

ここ数年、本町の出生数は1桁台が続き、また小中入学時等での転居等も見られます。故に、これまでの先進的な支援実施も踏まえて、さらに踏み込んだ支援が求められていると考えます。今回は特に教育費無償化の拡充の観点から2点要望したいと思います。

1点目に、高校生の通学バス定期代の全額補助への拡充を求めるとともに、鉄道定期代についても補助対象に広げることを求めます。

２点目に、小中学校入学時の負担の無償化や軽減を改めて求めるとともに、高校入学時の負担軽減への支援についても検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、答弁願います。

第４に、高齢者福祉サービスの充実へ支援強化をについて質問します。

まず、取り上げたいのは、地域福祉において重要な役割を担う社会福祉協議会の事業に関連した事業についてですが、一つは訪問介護への支援です。国の介護報酬削減などヘルパー事業は大変厳しい経営を強いられております。町として財政支援を行い、事業を後押しすべきと考えます。もう一つは、介護予防支援事業や地域福祉活動推進事業などの補助、委託事業へのさらなる財政支援強化を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、シルバー人材センターの開設を改めて求め、来年度から実施できるよう取り組んでいただきたいと思いますと考えます。この点について明確な答弁を求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、岡本議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

まず、１．物価高騰から暮らしを支える対策を急ぎ具体化を、（１）国の重点支援地方交付金や町単独の財源も活用した支援策を急いで具体化し、可能な限り全ての住民に届く直接支援を求める、（２）国の「推奨事業」についても追加された水道料金の減免を今こそ実施をについて答弁させていただきます。

以前からも答弁させていただいてますとおり、自主財源の乏しい本町は、町単独での事業展開は難しく、私自身も今回の国の経済対策に大変期待をしているところで、経済対策の国会決議動向を見据え、対応できるよう準備を進めているところで、可能

な限り早期対応に向け、職員が一丸となって取り組めるよう進めてまいります。

続きまして、2番の今なぜ認定こども園なのかの（１）保育園の認定こども園化は決定したのか。仮にそうなら移行時期、運営方式はについてですが、認定こども園化については、担当課や保育園に移行の要件や必要な資格、施設の改修や備品関係など調査をさせておりますが、いつ、どのような形態でということも含め調査をしている段階で、今後、保護者等のご意見も聞きながら、検討・調整をしていきたいと考えているところです。

また、（２）運営主体は。東部連合での運営もあり得るのかについてですが、まずは保護者からのご意見をいただきながら、先の質問でもあったように認定こども園に移行するのか、するならいつするのか、どういう形ですするのか協議・検討してまいりますので、その後の選択肢の一つとして相楽東部広域連合もあり得るということでございます。今はまだその段階には至っていないと考えております。

次に、3番の子育て支援の充実へ教育費無償の拡充をの（１）高校生の通学バス定期代の全額補助への拡充とともに鉄道定期代も補助対象について答弁をいたします。

令和5年度の利用者を申し上げますと、高校生が61人に対しバス定期利用者が9人、令和6年度は55人に対し8名の利用と年々減少し、補助の効果が見られないのが現状となっております。バスや鉄道のさらなる補助に充てる財源確保は非常に困難でもあり、利用の促進に向け、制度周知の強化や高校生がバスを利用しやすい環境等を把握し、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）小中学生入学時負担の無償化、軽減とともに高校入学時の負担軽減についてでございます。

本町では、義務教育における子育て支援事業として、岡本議員もご承知のように、小中学校の給食費の無償化、修学旅行及び校外学習の保護者負担の無償化、また、通学バス定期券負担の無償化、義務教育を問わず、医療費についても実質無償化を継続して実施しております。令和5年度からはインフルエンザ、今年度は新型コロナの予

防接種の費用についても、中学校卒業時まで支援をさせていただいているところでございます。入学時の費用負担については、相楽東部教育委員会、笠置町、南山城村で今後どのような施策が必要か、今後、議論・協議を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4番、高齢者福祉サービスの充実へ支援強化をについてですが、12月1日現在、高齢化率が49.8%と住民の約半数が65歳以上となりました。全国的に高齢化が進んでおりますが、現在建設中の和束町健康福祉交流センター「Chanova」が保健・医療・福祉の拠点として令和7年度より供用開始いたします。高齢者福祉のみならず社会福祉として、役場福祉課と社会福祉協議会が中心となって住民との協働の中で福祉サービスの提供を担ってまいりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私から岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、他の質問につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、大きい2番の今なぜ認定こども園なのか、（3）認定こども園移行で保育園の何がどう変わるのかについてですが、先ほども町長からの答弁でもありましたように、今すぐ認定こども園に移行することではなく、選択肢の一つとして今、調査研究しているもので、大きく変わるのは、1号認定でも入園できるということです。満3歳以上で保育の必要性がない場合でも入園でき、幼児教育も受けられるということになります。

次に、大きい4番の高齢者福祉サービスの充実へ支援強化をの（1）社協の訪問介

護事業の維持、強化へ公的補助を。また社協への補助、委託事業での財政支援強化についてですが、社協職員の設置に係る人件費や各種委託事業についての補助金、また、ボランティアバンクの登録者の保険料についても、今、町で補助をしているところでございます。和束町の社会福祉全般に今後ますます社会福祉協議会には寄与していただくために、今後事業精査しながら協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、（２）のシルバー人材センターの開設を来年度からの実施をについてですが、現在、設立準備のため、会計年度任用職員の募集を含め準備を進めているところでございます。その準備室ができましたら、業務を担う職員、またその業務について募集していき、組織づくりを進めていきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私から岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○６番（岡本正意君）

ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、初めに、今答弁いただきましたシルバー人材センターの問題ですけれども、今、福祉課長のほうから、設立準備に向けて準備室等もつくっていきたいということでしたけれども、いわゆるこの設立に向けて動いてはいるということは分かりました。ただ、いわゆるいつからできるのかと、いつをめどに考えているのかということですが、そのあたりのめどはいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

今答弁させていただきましたように、準備の段階でございます。それが順調に進めば、うまくいけば、令和7年度からの開設も可能かとは思いますが、何分、今まだその準備のための人員、またその関係資材等を集めるという段階でございます。どのぐらいのタイミングで人材とかも集まるかというのもございますので、それについては、いつということはなかなか明言しにくいところではございますが、できる限り早い段階で進めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

早ければ令和7年度中にもという話もありましたけども、この問題というのは、他の議員の方からも含めて、かなり前から要望もあることですので、途中、いわゆる3町村でというような話もありましたけども、今、和束町単独で進めていくということで伺っております。ですので、できるだけ早く具体的なめどが立つようにしていただきたいということを重ねて要望しておきたいと思っております。

それともう一つ、社協の事業の関係で具体的に言いますと、毎年170万円を町のほうから社協のほうに出しております地域健康福祉活動推進事業というものであるとか、また大体300万円から400万円当たりの予算で推移しておりますが、高齢者介護予防等支援事業委託というのがあります。こういったものを使って、先ほど言われたような事業、外出支援や配食、また軽度生活支援であるとか、様々なボランティアの活動も含めてですね、ふれあいサロンの補助金も含めて支出されているというふうに伺っているんですけども、例えば、この170万円の推進事業の関係でいいますと、令和に入ってからずっと同じ額なんですね。やはりこの間、かなり社協にとりましては様々な雑務的な費用も含めて、ここからいろいろ支出をして社協としての事業を支えているということも伺っております。この間やはり事務経費も含めてどんどん上がっておりまして、またボランティアで活動していただいている方への報酬、そ

ういったものをやはり上げていくことも含めて考えますと、やはり支援額そのものをもう少し上げていくということが必要じゃないかというふうに思っておるんですけども、来年度に向けてそういった予算措置もぜひ検討いただきたいと思いますのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員から具体的な内容の話も若干ありましたが、町といたしましては、車の貸出し、また車の車検や任意保険代につきましても町で持たせていただいているというところがございますので、なかなか増額するというようにすぐにはお答えもしにくいんですが、今年度、今後、社会福祉協議会事務局なり会長等々と協議等も進めてまいりますので、その中で、また町との財政の査定等々の中で検討してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほど言われましたように、社会福祉協議会というのは町からの地域福祉の関係で様々な委託をされていたりとかですね、いわゆる公共交通のW a z C a r のことも含めまして、外出支援のボランティアの関わりであるとか、様々な意味で関わりを持って一緒に地域福祉を支えているという状況がある存在だと思うんですね。そういう意味では、やはり町としても一定位置づけを今後も高めていただいて、様々な財政支援も含めて強化いただきたいということは重ねて要望しておきたいと思います。

それでは、1番の物価高騰対策について、まず町長に伺いますけれども、国のほうは11月22日の閣議決定を受けて、29日に事務連絡として内閣府の地方創生推進

室の名前で重点支援地方交付金の取扱い等についてという文書を発出されております。その中で重点支援地方交付金の対象についてという中で、いわゆる交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業というふうに位置づけられております。初めに質問でも申しましたように、いろいろと先日も町長に対して申出等も行わせていただいたんですけども、極力全ての住民の方に直接届くような支援を考えていただきたいというお話もさせていただきましたが、ここはすごく大事なところだと思うんですけども、先ほど町長は、各課とも努力して、どういう策が必要かということを今後検討するというお話がありましたけども、やはり視点としては、全ての住民にできる限り届く直接支援というあたりを眼目にした取組が必要だと思うんですけども、そこは町長としても考えていただいていますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

先ほどちょっと山本議員の質問に出てましたけども、地域デジタルポイント制度事業ですね、こういう事業を活用しながら事業展開していきたいなど。その中で全住民に不公平感がないような支援をしていきたいというふうに考えておりますので、その点については、今回の補正対策の趣旨に沿っていきたいと考えております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

基本的に、できる限り多くの方というか、全ての住民を対象にした支援を考えていただいているというふうに受け取らせていただきますけども、先ほどの政府が出した文書の中に、そういう観点から、地方公共団体における水道料金の減免も可能ですよというふうに明記をされました。今、国のほうはですね、この補正予算との関係で、電

気料金であるとか、ガス代の補助というものを再開するというようなことなんかも盛り込んでおりますけども、公共的なその料金の部分について、国ができ得る部分として挙げてると思うんですね。この水道というのは町が運営主体ですから、町の判断できるということで、先ほどの文書にも、地方公共団体における水道料金の減免も可能だというふうな表現をされてるというふうに思います。

やはり水道というのは誰もが毎日使っている日常的なインフラですし、なくてはならないものです。そういう意味で、やはり全ての住民に恩恵のある支援を考えるという意味では、やはり町として、公共料金の部分で一番手がつけられるのは水道だというふうに思うんですね。そういう意味でも、せっかく今回国の推奨メニューにもわざわざできますよというふうに書いていただいているわけですから、これを好機として、ぜひ水道料金の減免について対象から排除せずに、検討する項目として検討いただきたいと思いますけども、それはしていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に、岡本議員もご承知のとおり、水道につきましては和東町の企業会計ということで動いております。無論、私も含めて全員が同じように使うものであり、それによって企業会計が動くということになります。言われてるとおり、この件については検討の一つと考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

この間、物価高騰の関係で、本当に多くの方が生活が大変だという声をよく聞くわけですね。その中でも、やはり水道というのは毎日使うものですし、いろんな事情が

あるにしても、以前、大幅な値上げをされたという状況の中で、大変負担が重くなっているという状況がありますので、やはりここはぜひ水道料金の減免についても、今、検討の一つだと言われましたので、ぜひ、そこは実現に向けて前向きにやっていただきたいというふうに思いますので、重ねて要望しておきたいと思います。

次に、認定こども園のことについてですけれども、先ほどの答弁の中では、まだ何も決まっていないという答弁をされました。課長で結構ですけれども、もう一度確認いたしますけれども、いわゆる来年度も含めて、こども園に移行するということは今のところ予定はないと。いわゆる特に期限を決めているわけではないということよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からの質問の中にありましたように、確かに、まだ来年4月にこれに移行するというふうに決まったものではございません。これからまだまだ保護者の方等々のご意見等を聞きながら進めてまいりたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

分かりました。

そういう意味では、先ほど選択肢の一つだというふうに言われましたし、決して開設ありきではないと、移行ありきではないと、一つの選択肢としては考えているけれども、必ず移行しなくてはならないということではないということよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします

福祉課といたしましては、選択肢の一つとして進めているところでございます。これにつきましては、当然、担当福祉課、または保育園で決定するというものではございませんので、最終的には町長の判断で、どのタイミングで移行するのかしないのかというのも決まってくるかと思いますが、まずはいろんなところのご意見を聞いた中で進めていくものであると思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そういうことであるということを確認させていただきました。

9月議会の質疑でも、町長は先ほど言われましたように、計画をつくる中で、パブリックコメントを取るのか、住民もしくは保育園の保護者等に意見を聞くのか、今後検討する中で、どのタイミングでやればいいのか時期を見定めてと答弁をされておりますので、やはりそういったしっかりとした情報提供ですね、内容説明ということをししっかりやられる中で、ありきでなくて、やはりそれを踏まえてどうするか判断するというところで進めておられるということを確認をさせていただきました。

それで、その上で、認定こども園にもしなった場合にどのように変わるのかという意味で、一応押さえておきたいというふうに思うんですけども、先ほど、もし変わった場合に、一つの例として、1号認定の対象の方が入所できるというか、間口が広がるということを言われました。いわゆる1号認定というのは、幼稚園の対象になるような方ということになると思うんですけども、そういう方が入りやすくなるということだと思ってしまうんですけども、ただ、私の子どもが保育園でお世話になっていた頃から考えても、そういう方というに変ですけどね、本来なら幼稚園じゃないかなって思えるような保護者の方、子どもさんというのは、そのときからおられました。しかし、

保育園の方ではかなり柔軟に受け入れていただいていますね、特に3歳児以降については全入的な形で対応いただけてきたというふうに思いますし、特にそれで私は問題はなかったと思うんですね。

それと、あと、仮に緊急なというか、9月議会で町長は、例えば、お茶をしている方が預けられへんだろうかみたいな声があると言われましたけど、一時的なものであれば一時保育もありますし、また本当に農作業で忙しいということであれば、それは立派に仕事をされてるわけですから、入所もできるということだと思うんですね。そういう点で、わざわざこども園に移る必要があるのかというふうに思ったのと、それからもう一つはですね、1号認定の方でも、保育所であっても、その地域に幼稚園というものがない場合は、自治体の判断で受入れはできるというふうに子ども・子育て支援法第28条の規定でなっているというふうに、これはこども家庭庁の回答として私も確認をさせていただきました。

そういうことですので、第1号認定のことも含めて、今の現保育所の中でも十分対応できるというのが私は事実の問題だと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

その点につきまして私のほうから答弁させていただきます。

今の話につきましては、岡本議員の一つの考え方の中では、私も同感をしているところでございます。私が担当課のほうに認定こども園を検討しろという指示を出した理由につきましては、一つは子どもの教育でございます。初等教育に入る前の幼児教育をしっかりとしたいと、これは子育て支援の一環として取り組みたいものの部分です。

現実、和東保育園につきましても、英会話とか、いろんなことの事業をやっていると思います。これをしっかりと財源もつけながら、しっかりと事業として取り

組んでいきたいという中で、今の認定こども園を検討してみたいという私の思いの中で、これを今、担当課のほうで検討させているというところでございますので、この点につきましては、ただ単に保育をするだけのために認定こども園の枠を広げるのではなく、和東町で育つ子どもたちに対して、できるだけ早い時期から、できるだけ適用した教育もさせていきたいというのが私の子育て支援の中の思いでありますので、その点を含めて、各担当のほうで検討するように指示を出しております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それはそれとして、福祉課長ね、先ほど私が言ったことは事実の問題として、いい悪いは別にして、それはそういうことですねということを確認したいんですけど。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

1号認定の入所の関係であったと思います。確かにおっしゃられるとおり、入所することは可能でございますが、現在、和東町では、1号認定の入所はございません。

また、過去には、1号認定になられる方につきましては、町外の幼稚園のほうに入園されていたというのが何件かケースとしてございますというので、今、町長からありましたように、認定こども園化を見据えた中での内容趣旨については、町長の幼児教育の関係と、また1号認定でも、和東町で生まれた子どもは全員を和東保育園のほうに入れるということで、同級生が同じようにそのまま小中学校に行けるという環境をつくるという意味で、さらに間口を広げてというつもりで今検討しているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

いろいろ言われましたけど、基本的にはできるということだと思うんですね。そこは大事なところだと思うんです。できないんだったらまた別の話ですけども、できるということが確認できるということだと思います。

それで、今、町長が言われた幼児教育の実施という部分ですけども、そこまで言われるんでしたらご存じだと思いますけども、2022年度に保育所保育指針が改定をされております。そのときに既に保育所というものが教育施設としての位置づけがされておまして、それ以前の2018年度に従来の保育指針で言われる5領域というものに加えて、10の姿というですね、これは文科省等がよく推奨してるんですけども、10の姿というものが施行された。その中で、例えば、図形や文字等への関心・感覚といったことも含めて位置づけられているというふうに聞いております。これがいいとか悪いとかという以前に、いわゆる認定こども園でなくても、既に今の保育所でも、幼児教育というのは指針からしてもできるし、要は、するということになっているという意味ではね、あえて認定こども園にしなくても、今の保育所でも、町長が言われている内容は別として、幼児教育という意味で言えば、できるというふうになっているということだと思うんですけども、それはそういうことでよろしいですね。町長、どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、そのとおりです。できるのはできます。ただ、それをどういう形でやるかというのは手法手段の内容になると思いますので、私としては、ほかのことも含めましてですね、できるだけ財源の少ない町でいかに効率よく財源を使って、それをうまく活用しながら、しっかりとした子育て支援をしていきたいというようなものございま

すし、わざわざここは読めるからこう読もうじゃなくて、正々堂々と読み込めるような形を取っていきたいということがあります。

現実、去年の夏、今年の夏につきましては、小学校の先生が保育園に授業に入るといったようなことも施策としてやっていますので、いろんな方法としては今の手段、それをもう少しグレードアップしたい、ブラッシュアップしたいというのが考え方でございますので、この点については手法手段の形でご理解願いたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

要は、私が言いたいのは、幼児教育というものが認定こども園に移行しなければできないことかと言ってるわけですよ。実際は保育所保育指針で既に教育施設として位置づけられて、いわゆる10の姿ということで、幼児教育を進めていくということも指針の中で位置づけられているという意味ではですね、認定こども園にしなければならないというものはないんじゃないかということ言ってるだけなんですけどもね、要は、なぜそんな認定こども園にこだわられるのかと。

これは教育委員会での議論を見てるとある意味よく分かるんですけど、教育長が認定こども園に大変前向きな姿勢を取られてますし、教育長がしたいんじゃないかというふうに思わざるを得ないぐらいの意欲を持って認定こども園を大変待望されてると。教育総合会議でいろいろと言われてることを見てみましてもね、大変そういうのがうかがえるわけで、これは教育委員会の意向でやっておられるのかなというふうにも思ってしまうぐらい認定こども園というものに大変こだわっておられると。わざわざ広域連合の広域計画に位置づけて、和束町のほうでは何も決まってないのにですよ、何も話もされてない時点で、広域連合という別のところで全く関係のない、保育所の所管をしてないような、そういうようなほかのところで勝手に保育所を認定こども園にするなんてことを方針にしているというのはね、本当にどういうつもりなのかというふう

に思いますけども、そういう点でも、やはり必要かどうかも含めて、ちゃんとした情報を提供して判断をしていただきたいなというふうに思うんです。

そこで町長に、今言われたようなことの関連ですけども、町長は3月議会の答弁で、「もう少し早い時期から高度な教育ができたりもするかな」と述べておられます。町長の言う高度な教育というのは何を指していて、それにより子どもたちをどのようにしたいというふうに思っておられるんですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まさにここの部分は誤解を解いておきたいと思います。私が3月議会、9月議会等々で具体的なことを答弁しているのは、まさにそのとおりでございまして、教育長が認定こども園をしたい、教育委員会が認定こども園にしたいという前から、私のほうから、保育園・小学校・中学校を一貫した教育ができないのかということをずっと教育長のほうにも話をしてきてます。これは私が、当時、連合にいたときからそういう話をしてきてまして、それがだんだんだんだん言葉となって、形となって、いろいろな形になってきたのが今の部分でございます。

私の言います高度な教育といえますのは、早い時期から、今、実際のところ言いますと、小学校に入ってくると平仮名が読める子が当たり前になってきてます。また保育園の段階で英会話教育に通わせている親がおられます。これは保育園じゃなくて一般の英会話教育に通わせている子どもさんがいると。またまたピアノを習いに行かせているお子さんがおられると。保育園の段階でそういう教育をされてるわけです。こういうところにつきまして、できる限り子育ての中で軽減できる部分とか、それから親御さんが行われている教育をもう少しブラッシュアップできるものなのかということも含めて、高度な教育を子どもたちが小さいときから習慣がつけるというのが私の

考え方の中にありますので、そういう意味での高度な教育ということで位置づけております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ということは、町長の高度な教育というのは、各ご家庭の教育方針等、子育てのいろんな考え方の中で行われているピアノであるとか、英会話であるとか、いろんな塾というか、そういうことであるとかいうような状況を和東保育所の中でも取り入れて、そういうようなことをもっと高度にできるような保育所にしたいということなんでしょうか。保育所というのはそういうところなんでしょうか。認定こども園にしたところで、塾の代わりというか、ピアノ教室の代わりというか、いわゆる学校に上がる前の予習をするような、そういうようなところとして考えておられるのかね、町長は。

要は、いつするかとか、本当にするかというのは決まってないことですから、今日はこれぐらいにしておきますけども、ただ一つ、こういうことを検討される上で、町長の基本的な認識を問いたいんですけども、認定こども園を検討するという上で、その視点に、いわゆるこどもの権利条約という視点はございますか。こどもの権利条約ね、もちろんご存じですよ。

昨年4月に、こども家庭庁の創設と併せて施行されたこども基本法は、憲法とこどもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すというふうにされております。よって、子どもに関わる施策というのは、このこどもの権利条約の視点を踏まえて考える必要が当然あります。

そこでお聞きしますけども、町長はこのこどもの権利条約の視点とは何だと認識されてますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

条文全てを私が理解しているわけではございませんので、若干その点について見解の相違があるかも知れませんが、今回、冒頭の後の諸般の報告で、サンガの加入の件を話させていただきました。私の人生経験からも踏まえまして、早い時期からいろんな経験をさせてあげることについては、それを選択するのは子どももしくはその家庭になると思いますけども、私としては教育を押しつけるのではなく、こちらから何かを押しつけるんじゃなく、経験、体験を一つでも多くさせてあげたいというのが私の理念でございます。そういう中で、今言われるように、権利条約の中にもどういう形で読み込むかはあるんですけども、私の中では取りあえず経験をする。その経験の中で自分が合っているのか合っていないのか、また家庭としてそれが合っているのか合っていないのかということを判断していただく材料にしていいただければ、私はそれが教育の部分においても、生活の部分においても、子育ての支援においても優位なほうに働くと考えております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

町長の持論を聞いてるんじゃなくて、やはりこどもの権利条約というのは国連で決められた子どもの権利の関係の条約なんですね。これをやはり批准して30年と言われてはいますけども、これを子ども施策にしっかり生かしていくということが言われているわけです。いろいろ条文というのは一定ありますけども、その要の点とことというのは、一つは、子どもを権利の主体として位置づけるということです。要は、子どもが豊かな保育を受ける権利があるということです。教育についてもそうですけどもね、何かを与えてあげるとかという受身じゃなくって主体なんだということを言っております。

それから、これが一番大事ですけども、子どもの最善の利益を優先するということ

です。町長ですからご存じだと思いますけど、いろいろ言われるわけですから、当然分かっておられると思いますけども、大人とか町長、教育委員会にとってじゃなくて、1人ひとりの子どもにとって最善の利益を優先した施策を行うということがこどもの権利条約の視点なんですね。

先ほどからいろいろ聞いておりますと、そういう視点が認定こども園を検討するという中に生かされているとは到底思えない答弁をされてると思うんですよね。先ほども言いましたけども、私は別に認定こども園自身を全否定はしてませんよ。ですけども、やはりそこで行われる保育や教育というのは、決して大人の都合で図られてはならないし、こどもの権利に関わっていえば、国連からは、日本の子どもに関する部分についていえば、大変過度にストレスを抱えているというかね、与えているということで、毎年勧告を受けてるんですね。それぐらい受験競争とか、いろんな過度な塾通いとか、点数に追われるとか、そういったことで子どもが疲弊しているというようなことで、これを何とかせいというのは国連からも勧告をずっとされてるわけです。そういう国の方針の下で認定こども園ということも出てきているのも事実です。ですから、そういった意味では、先ほども言いましたけども、決してやはり乳幼児期という時期を学校教育の下請というかね、予習のような活動を行うことが子どもたちのためにはならないという意味でもよく考えていただいて、皆さん自身がそういうことを説明する側なんですから、やはりそういう深いところからちゃんとやはり考えていただいて、こういったものを検討するということを強く要望しておきたいというふうに思います。

残りの時間ですけども、まず高校生の通学補助についてですけども、先ほど町長答弁では難しいという話だと思っただけですけども、改めて、バスの定期代というのはどれぐらいかかるのかということを確認したんですけども、和東から加茂駅までバス定期を使った場合に、高橋からでいうと年間12万4,520円、河原から乗って20万2,720円、原山で21万500円、3分の2補助を受けても年4万1,500円か

ら7万160円かかるというのが今の実態だということを確認いたしました。湯船も、今、奈良交通は行っておりませんが、それにプラスかかってくるということになると思います。

先ほど負担の重さから利用者が少ないという話もありましたが、来年度、高校進学を控えた保護者の方からなどは、例えば、木津川市などの保護者の実家があると。そこから通わせようかというふうに思われてる方や、また部屋を借りてでも、加茂ぐらいに出て、そこから通わせるほうが、交通費とかいろいろ考えたらいんじゃないかというふうに真剣に検討されているという声もございます。先ほど来、町長は流出を止めたいと言われましたよね。やはりそういった意味では、若い人への定住にとっても、まちづくりの大きな問題になっているというふうに思います。ですから、まずはバス定期代については全額補助にして負担をなくすべきだというのが行政として踏み込むべきところじゃないかと思いますけども、それでも町長はお考えはありませんか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

何もかもが無償でできる、それほどユートピアのような話はどっちもいいと思います。ただ、そこにばかりもなかなか難しい部分もございます。応能負担の中で一定の負担をお願いしているのは現実でございます。それをできる限り町の財政の中で負担を軽減できるように持っていきたいというのは私も岡本議員と同じ考え方をしておりますので、鋭意検討はしていく中で補助率を上げてきたりとか、いろいろしてきました。来年に向けてそれをどうしていくのかについてはまた検討していく中、ただ、お願いしたいのは、やはりバスに乗ってもらうということです。バスに乗ってもらわないと、これは全住民が不幸に落ちるということになります。ですので、バスに乗ってもらうことをまず前提として考えた上で、高校生の負担がその上で軽減できるんであ

れば軽減していけばいいと考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そうですね、ぜひ乗ってもらいたいと思うんですけども、ただ、保護者の声としてはですね、乗せたいのは山々。お金がそれだけかかるにしても、もちろん毎日毎日送迎をすることがいいとは思っておられないと。大変だし、ガソリン代もかかるし、そういう意味では、バスに乗せたいけども利便性が悪いと。今の高校というのはみんなが木津高校に行くわけじゃない。南陽高校に行くわけじゃない。やはりいい悪いは別にしても、校区が広がって遠くまで通学できるという意味では、今のバスのダイヤでは乗せようにも乗せられないと。帰りもそうです。例えば、テスト期間とかは早く帰ってくる时候があるけども、昼間にバスがなかなかないというようなこともある中で、どうしても迎えに行くようなことになってしまうということで、乗ってほしいのであれば、利便性をしっかり確保するということも行政の仕事だというふうに思うんですよね。

だから、奈良交通に言われるままじゃなくて、そういった声もちゃんと届けていただいて、利用できるダイヤにもっとしていただきたいと。奈良交通は全体黒字ですから、そこはちゃんと要望していただきたいと思うんですけども、ただ、そういう意味では、送迎するときにガソリン代がすごくかかるので、その補助をしてほしいというような声もあるのはあるんですよ。実際やってる自治体もあったと思います。ですけど、そうすると、やっぱりバスに乗らなくなるという面もありますので、そういう点で、必ず使っているのは鉄道定期なんですね。

これは加茂駅からどれぐらいかかるのかということを改めて私も確認してみたんですけどね、木津高校とかへ行く場合は木津駅になりますけど、年間約3万6,000円ですね。田辺高校の場合、京田辺駅を最寄りにした場合は7万6,000円、城陽

高校の場合は城陽駅までで7万9,000円、西城陽高校を近鉄の富野荘駅を最寄り
とすると、これなぜこんなに高いか分からないんですけども、10万8,000円、
城南菱創高校の最寄りの近鉄小倉駅までだと11万6,000円、菟道高校だと黄檗
駅で8万3,000円とか、こういうような状況になっております。鉄道の定期につ
いても、年間にすると大きくかかっているというふうに思うんですね。

やはりガソリン代には補助はできないにしても、通学費全額補助とまでいかなくても、そのうちの幾らかを補助をすることかということも含めて考えていただくべきときじゃないかと思いますけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

なかなか飛躍したご質問ですので、答弁は難しいんですけども、基本的に、昔の小学区制がなくなり学校区が広がった。また私学も行っておられるという中で、個人の状況を踏まえた中で、その個人に合わせた補助事業というのは行政としては組みにくいところがございます。ですので、これを一定にどうするかということについてはなかなか難しい。そういう点につきますと、医療とか、ほかの面で、例えば、当時ですと、僕らが学生時代ですと、僕が子育てしていた時代でもそうですけども、学費が今まで高校生はかかったのが無料になったというようなこともあります。いろんな多方面から考えて、交通手段だけにとらわれず、いろんな形で何とかほかの面も含めて対応できるような施策を今回のいろんな交付金、特に石破総理は地方創生を大の柱にしておられるんで、そういうところも含めて財源を探しながら、できるところからさせていただきたいということで、個人に合ったような補助事業というのは行政として取るのは難しいですので、全体的にうまく分配できるような補助事業をつくっていきえるように頑張りたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

別にこれは当面の交付金を使った事業としてやれと言ってるんじゃないくて、恒常的にやっていただきたいということで言ってますし、これは個人云々というんじゃないくて、通学圏が広がったのは京都府がそう決めたからなんですよ。京都府教育委員会が、要は、選べるとかと言ってどんどん広げて、遠距離通学というのをはっきり言ったら課してるわけですよ。制度によってそういうふうにしてるわけです。これは個人の問題じゃないんです。これはね。それによって、選んでそこに行こうと思ったときに、通学費というのがどうしてもかかってくると。これはやはり教育費の一環であって、だから京都府だって、不十分でも通学費の補助してるわけでしょう。だから、そこは個人の問題じゃなくて、和束町から通うという意味でいえばね、ほかの木津川市とか、そういう人たちに比べたら、和束に住んでいるがゆえに交通費というものがどうしてもかかるわけですよ。それは個人の責任じゃないでしょう。和束に住んでるというのはあなたの責任だろうということじゃなくて、やはりこの和束の住民として、子どもとしてしゃあないじゃなくって、和束に住んで高校に通学する上でも、せめてここの負担を減らして、またなくして、ほかの木津川市とかの子どもたちと一緒にのところに持っていくというのが行政の仕事であって、個人の問題じゃないんですよ。これだけの負担が和束から通学する上ではかかっているということですから、ここを重く見て、この負担を少しでも減らしていくということに向き合っていただきたいなというふうに思うんですけども、そこはそういうお考えは本当にはないですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に、小学校区制を引いていた京都府の教育と、それから奈良県のように全県

区を一つとして、もともとそういう形で動いていたところがあったと思います。これにつきましては、トレンドといえはちょっと失礼な言い方になりますけども、今の教育の中でいろんな形が生まれてきたのではないかとということでございます。

ただ、私が言いたいのは、個人のどうのこうのじゃなくて、基本的に、できるところから、通学費だけを取るんじゃないくて、総合的に子育てをする中でいろんな負担をできる限り軽減させていけることを考えたいと思いますので、その点についてはそのようなご理解をしていただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

総合的というような言葉は大変便利な言葉で、総合的な中で個別どうするのかという話になるわけですから、しかもこれが和東の子どもにとっては大変大きな負担になってるわけですから、そこをぜひしっかりと検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それと、いわゆる小中学校の入学時の負担と高校入学時の負担の軽減ということを今回言っておりますけども、参考に、笠置町のほうで未来っ子応援給付金というのをされているんですね。笠置町のほうでは小中学校入学時に3万円を支給して、高校入学時に8万円を支給されているんですね。なぜ、これはそうなのかというと、やっぱり制服等もあるし、入学時の負担がかなりかかると。これは保護者にも言われましたけども、高校のときにはタブレットを買わなくちゃいけないんですよ。それは7万円から8万円ぐらいすると。京都府からは1万円の補助あるけども、あとは全部保護者負担になっていると。大変重いわけですね。これにプラス教科書も買わんなし、制服も買わなくちゃいけないしという大変な負担がかかっているというときに、やはり一定の支援をしようということの中でされているというふうに聞いております。

例えば、これを和東町で来年度実施した場合、当該の子どもにもしした場合という

のは、計算しましたら２８８万円でできます。だから、和束町の厳しい財源の中でも十分できる範囲じゃないかというふうに思いますけども、こういったことも参考にさせていただきながら、和束町としてもやはりこういった時期の負担を減らしていくということを検討いただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

実のところを言いますと、和束保育園の令和６年３月の卒園生が１３人、和束小学校に入学していただいた子どもが８人という状況でございます。こういった状況の中でそのお金がどうだという話になってきますと、確かに財源的には何とかかなりそんな財源であると考えてます。私につきましても、子育て支援につきましてはいろんな方を練っていききたいというようには思っておりますので、今の件につきましても検討の一つであるということで考えております。ただ、どの時期から実施するか、どういう形で実施していくのかについてはもう少し検討したい部分がありますので、その点も含めて何とかいい方向に向けるように、和束の宝はやっぱ子どもだと思っておりますので、その点についてはご理解していただきたいと思います。

私のほうにも同じようなご意見は聞いてます。町長、高校に行くときにタブレットが７万円もするけど、高いなとかいう話とか、また反対に幼児のほうについては、和束町の子育て支援は十二分にしてもらっているというお礼の言葉も聞いてます。その辺の言葉も含めながら、一番いい方法で、できるだけ多くの方、岡本議員が言われる皆さんが同じような形でサービスを受けられるようなことを検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○６番（岡本正意君）

そこは前向きな答弁として受け取っておきますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

2分しかありませんので、最後に訪問介護への公的補助ということについて、要望だけになるかもしれませんが、触れたいと思います。

訪問介護は在宅介護の三本柱の一つとも言われておりまして、和東町でも大変大きな役割を果たしておられます。町内で事業所を開いている訪問介護としては社協のステーションだけなんですけども、今年、国の報酬カットがある中で、大変厳しい運営を強いられておりますし、今後、下手をすれば閉めざるを得ないような状況も考えざるを得ないということも伺っております。そういう意味でも、やはり社協のこのヘルプステーションを町の高齢者の在宅介護を支える・なくてはならない、そういうものとして、町としても一定の公的補助も含めて支えていくという立場で今後検討いただきたいというふうに思うわけなんですけども、その町長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ご存じのとおり、和東町で訪問介護をやっているのは社協です。それ以外に民間企業が入ってくるかということについて、なかなか難しいところがあるようなことも聞いてます。いろんな中で、先ほども出てましたけども、高齢者も含め、子育て高齢者、和東町が住みよい町になれるように努力したいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

本来、今の訪問介護ステーションのほうは、以前3名の常勤体制だったんですけど

も、今、退職を受けて２名でやっておられます。これは２名でいいということではなくて、やはり財政的にもう１名を補充できないという中で回しておられるというふうにも伺っております。そういう点でも、今後、和束町の中で訪問介護のサービスを続けていくという意味では、やはり今後、公的な支えが必ず必要になるというふうに思いますので、そこはぜひ前向きに今後検討いただいて、在宅介護のもう一つの柱を守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉田哲也君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後３時３０分まで休憩いたします。

休憩（午後３時２０分～午後３時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、諮問第１号の提案理由を申し上げます。

本町におかれています人権擁護委員３名のうち中嶋 修氏が令和７年６月３０日付で任期満了となり、退任されることになったため、今回新たに候補者として岡田文利氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、意見を求めるものです。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、諮問第1号につきましてご説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

記

住 所 : 京都府相楽郡和束町大字別所

氏 名 : 岡田文利

年 齢 : 63歳

令和6年12月11日提出

和束町長 馬場 正実

次のページをお願いいたします。

岡田氏の履歴書をつけておりますので、ご覧ください。

それでは、岡田氏についてご説明させていただきます。

岡田氏につきましては、行政職員としての経験が長く、現在、和束町社会福祉協議会理事及び和束町商工会理事を務められ、過去には民生委員・児童委員として3期9年にわたり本町の社会福祉に貢献されてきました。温厚な人柄で正義感が強く、地域住民の信望も厚く、今後もその経験を生かした活動が期待できる適任者であることから、今回、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たに推薦いたしたく、諮問させていただいた次第です。

どうかご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

ただいま説明がありましたように、本件についてはご理解いただけたものと思います。

この際、質疑・討論を省略し、諮問されたとおり異議のない旨を答申したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見書を求めることについては、諮問されましたとおり異議のない旨、答申することに決定いたしました。

日程第７、同意第５号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第５号固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員３名のうち２名の任期満了に伴い、松田義彦氏、山口勝己氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第です。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、同意第 5 号につきましてご説明をさせていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

同意第 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方自治法第 4 2 3 条第 3 項の規定によって議会の同意を求める。

記

住 所 : 京都府相楽郡和束町大字白栖
氏 名 : 松田義彦
年 齢 : 7 2 歳

もう一方につきまして、

住 所 : 京都府相楽郡和束町大字別所
氏 名 : 山口勝己
年 齢 : 7 6 歳

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

和束町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、略歴書でございます。

松田義彦氏につきましては、職業、農業ということでございます。委員歴につきましては、平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日からご就任をいただいているところでございます。

お二人目は山口勝己氏でございます。職業、無職ということでございまして、委員歴でございますが、令和 3 年 1 2 月 2 0 日からご就任いただいているというところでございます。

以上でございます。ご同意賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会期は、来る 12 月 19 日午前 9 時 30 分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださいますようお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 3 時 37 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 村 山 一 彦

会議録署名議員 宗 健 司